

本日の会議に付した事件

平成28年第1回山元町議会定例会

平成28年3月8日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 8号 山元町議員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 9号 山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第10号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第11号 山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第19号 平成27年度山元町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議案第25号 平成28年度山元町一般会計予算
- 日程第 8 議案第26号 平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第27号 平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第28号 平成28年度山元町介護保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第29号 平成28年度山元町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第30号 平成28年度山元町下水道事業会計予算

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第1回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、9番遠藤龍之君、10番高橋建夫君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理、議員3名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第2．議案第8号を議題とします。

本案について、説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第8号山元町職員の給与に関する条例等の一

部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

配布資料のNo.2の条例議案の概要書でご説明を申し上げますので、ご覧いただきたいと存じます。

初めに、提案理由でございますが、平成27年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、町の一般職員の給与について所要の改正を行うため、条例改正を提案するものでございます。

人事院勧告について補足説明をさせていただきますが、人事院では毎年4月に国家公務員と民間の給料について個人別調査、これは約25万人分でございます。さらに、従業員別調査として50万人分を調査した上で、民間の月例給と公務員の給料格差を埋めるため、また、特別給、いわゆるボーナスでございますけれども、これにつきましては、民間の過去1年間、前年の8月から当年の7月までの支給実績につきまして、全国の約1万2,300事業所を調査し、公務員のボーナスの支給状況と民間の支給状況を比較し、年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行います。

公務員の給与につきましては、こうした民間給与に準拠した情勢適用の原則に基づき決定されますことから、今般町職員の給与につきましても人事院勧告に基づき、改正を行う必要がありますことから、当該条例の改正をご提案申し上げる次第でございます。

次に、人事院勧告に基づく給与条例改正の具体的内容についてご説明させていただきますが、お手元の資料の1改正内容のところに記載しておりますが、まず一つは、給料表の改定でございます。この①の給料表の改定につきましては、若年層に厚く高齢層には薄いというような傾斜配分的な改定内容となっております。

これに基づきますと、町職員の平均の給料表の改定率におきましては、0.53パーセントの引き上げとなります。

また、具体的給料、月額給料の改定額についてでございますけれども、これは（イ）のところにお示ししてございますように、新規採用から若年層、31歳までの職員につきましては、月額で2,500円、そして32歳から44歳までにつきましては、月額1,200円から2,400円の範囲の中で改定を、また、45歳以上の職員につきましては、月額1,100円をそれぞれ引き上げる改定内容というふうなことになります。

次に、②のボーナスの改定の内容でございますけれども、これにつきましては、冒頭ご説明いたしましたように、官民格差分の年間支給月数の差である0.1月分を上げるというふうなことでございます。

なお、給料表の改定及びボーナスの支給月数の改定に伴う影響でございますが、この影響につきましては、職員の年間収入ベースで捉えていただければと存じます。

この影響分につきましては、役職ごとに、ご承知のとおり、町職員につきましては、主事、主査、班長、課長という役職がございます。この役職ごとに年齢分布の多い職員層をモデルとして試算をし、この表にお示しをさせていただきましたので、参考としてご覧いただければというふうに存じます。

続きまして、③の単身赴任手当支給額の改定についてでございます。単身赴任手当の基礎月額と加算限度額の月額をそれぞれ記載のとおり引き上げる改定でございます。

なお、プロパー職員では現在該当者はございません。

この単身赴任手当を補足させていただきますが、支給対象となりますのは、公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、2つ目は、やむを得ない事情により配偶者と別居

することとなった職員、3つ目となりますが、かつ、単身で生活し、4つ目、距離制限の60キロメートル以上、ただいま申しあげました4要件を全て満たす職員を支給対象とするものということでございまして、繰り返しになりますが、プロパー職員におきましては、該当者はございません。

次に、④の地域手当の支給割合の改定についてでございますけれども、これにつきましては、給与法、人事院規則でございますけれども、これで定められている9地区分ごとの支給割合を0.5から3パーセント引き上げる改定を行うというふうなことでございます。この地域手当につきましては、地域の民間賃金水準を適切に反映するため、物価等も踏まえつつ、民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される性質のものでございます。

なお、県内におきましては、地域手当が支給される対象地域のエリアは、仙台市、多賀城市、名取市、富谷町及び利府町の、いわゆる仙台市近郊の5市町であり、これまたプロパー職員につきましては、該当はないという状況でございます。

最後に、2の施行期日についてでございますが、改正内容の①の給料表の改定及び②のボーナスの改定につきましては、平成27年4月1日に遡及し、適用するものでございます。

また、③の単身赴任手当支給額の改定及び④の地域手当の支給割合の改定につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第8号についてのご説明を申し上げさせていただきました。どうぞご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第8号山元町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第9号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第9号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

配布資料のNo.3の条例議案の概要書に基づきご説明をさせていただきます。

初めに、提案理由についてでございますけれども、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準拠し、本条例で定める特別職の給料月額及び期末手当の改定を行うため、条例改正を提案するものでございます。

なお、本条例の改正案をご提案させていただくに当たりまして、条例で設置されている町長の諮問機関である山元町特別職給料等審議会、これにつきましては、山元町の区域内の公共的団体の代表者と10名の委員で構成される委員会でございますが、この審議会を去る2月12日に開催し、町長及び副町長の給料の額を国に準じて改定することについて諮問を行ったところであります。

当該審議会におきまして、慎重審議をいただいた結果、諮問内容は妥当であるとの答申を得ておりますことをあわせてご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、1の改正内容についてでございますが、①の給料月額の改定につきましては、人事院勧告に基づく国の一般職の指定職員の給料改定に順じ、表にお示しさせていただきましたように、町長及び副町長の給料をそれぞれ月額で1,000円引き上げるものでございます。

なお、備考欄にも記させていただいておりますけれども、町長及び副町長の給料につきましては、現在町独自の給料カットを継続中であり、町長については15パーセントで、月額約11万2,000円を、また、副町長につきましては、5パーセントで月額2万1,000円をそれぞれ減額して支給されている実態でございます。

次に、②の期末手当の改定についてでございますけれども、現行の年間支給月数3.10を3.15月に年間で0.05月を引き上げる内容でございます。

最後に、2の施行期日についてでございますけれども、本条例につきましては、公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及し、適用するものでございます。

以上、議案第9号についてご説明を申し上げます。どうかご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第9号山元町職員特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第10号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第10号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

配布資料のNo.4条例議案の概要書に基づきご説明をさせていただきます。

初めに、提案理由についてでございますけれども、新市街地の整備を初め、町の復興創生に向けた各種事業や被災者の方々の生活再建も着実に進捗しており、一定の落ち着きを感じられるようになってまいりました。

これまで東日本大震災による影響等を理由に、先送りされてきた議会議員の報酬等について、町の復興や被災者の方々の生活再建の状況、さらには社会情勢等も勘案し、今般人事院勧告に準拠した町の特別職の給料等との取り扱いの整合性を図るため、本条例の改正をご提案申し上げる次第であります。

なお、本条例の改正案のご提案に当たり、去る2月19日に山元町特別職給料等審議会を開催させていただきまして、議員報酬の額について諮問を行ったところであります。

審議会における審議の結果につきましては、報酬の改定は妥当であるが、適用日については平成28年4月1日からとすべきであるとの答申がなされたところでございます。

こうしたことから、本条例の改正案につきましては、山元町特別職給料等審議会の答申を趣旨を踏まえ、ご提案をさせていただき次第でございます。

次に、1の条例改正の内容についてでございますが、①の報酬月額の改定につきましては、町の特別職に準じて改定を行うべく、表にお示しさせていただきましたように、議長、副議長、議員の各区分に記載された報酬月額につきまして、それぞれ1,000円を引き上げるものでございます。

次に、②の期末手当の改定についてでございますけれども、これにつきましては、町の特別職との年間支給月数と統一性を図るべく、現行の年間支給月数2,95月を3,15月に0.2月分引き上げるものでございます。

なお、年間の支給割合につきましては、平成27年度、平成28年度それぞれ6月期、12月期、記載のような支給割合となりますので、ご承知おきいただければというふうに住じます。

最後に、2の施行期日についてでございますけれども、①の報酬月額の改定につきましては、平成28年4月1日から施行し、②の期末手当の支給に係る改定につきましては平成27年4月1日に遡及適用とするものでございます。

以上、議案第10号についてご説明を申し上げます。どうかご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第10号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5．議案第11号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第11号山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

配布資料No.5の条例議案の概要書に基づき説明をさせていただきます。

初めに、提案理由についてでございますけれども、人事院勧告に基づく国家公務員の給与決定に準拠し、本条例で定める教育委員会教育長の給料月額及び期末手当の改定を行うため、本条例改正を提案するものでございます。

次に、1の改正内容についてでございますけれども、①の給料月額の改定につきましては、国の一般職の指定職員の給料改定に準じ、表にお示ししてありますように、月額で1,000円を引き上げるものでございます。

なお、教育長の給料につきましても備考欄に記載してございますように、現在町独自の給料カットを継続中であり、5パーセント、月額で約2万6,000円が減額されて支給されている実態にございます。

次に、②の期末手当の改定についてでございます。現行の年間支給月数3.10月を3.15月に、0.05月引き上げるものでございます。

なお、年間支給割合につきましては、平成27年度、平成28年度、そして6月期、12月期につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、③附則の改正についてでございます。現在一般職に位置づけられている教育長につきましては、任期満了後の平成28年12月1日以降については、特別職となります。この規定を定めている地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例第6条におきまして、給料月額の規定を設けておりますことから、10月1日以降の特別職となる教育長の給料についてもあわせて改正する内容でございます。

最後に、2の施行期日でございますけれども、条例公布の日から施行いたしますが、平成27年4月1日から遡及適用というふうなことでございます。

なお、期末手当の年間支給割合の変更、先ほど平成27年度、平成28年度で例示をさせていただいたところでございますけれども、この支給割合の変更部分については、平成28年度以降と記載されている部分については、平成28年の4月1日から施行するというふうな内容でございます。

以上、議案第11号につきましてご説明を申し上げます。どうかご可決を賜ります

ようよろしくお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 11 号山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 6. 議案第 19 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第 19 号平成 27 年度山元町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。あわせまして、補正予算附属資料説明書をお手元にご準備いただければと思います。

それではまず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ 7 億 9,867 万 9,000 円を減額し、総額を 436 億 9,841 万 2,000 円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と合わせまして繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうから主なものについてご説明をさせていただきます。

今回の補正のポイントですが、国の平成 27 年度補正予算に係る地方創生事業を追加したほか、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策の具体的な取り組みとして、年金生活者等支援臨時福祉給付金に要する経費や情報システムセキュリティー対策に要する経費を計上しております。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。議案書の 16 ページをお開き願います。

まず、各款にまたがる部分として人件費についてご説明いたします。

第 1 款議会費以下、各款におきまして職員の給料、手当、共済費など、人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、平成 27 年度の人事院勧告に伴う、不足する人件費を増額するものでございまして、合わせて 720 万円ほど補正をしております。

詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

また、第 3 款民生費及び第 4 款衛生費に計上しております各種国県補助金等の返還金

でございますが、こちらにつきましても精算に係る経費でございますので、説明を省略させていただきたいというふうに考えております。

これら以外の主な補正予算の内容について、順次ご説明をいたします。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第3目の財政管理費につきまして、合わせて321万6,000円計上しております。こちらにつきましては、昨年9月に開始しましたふるさと納税のお礼の品に関し、寄附金額及び寄附件数が当初を上回る実績となっていることから、お礼の品などに係る経費について増額するものでございます。

財源といたしましては、寄附金298万7,000円となっております。

次に、第5目財産管理費につきまして、積立金36億5,593万2,000円を計上しております。主な内訳といたしましては、各種基金において利子相当分を積み立てるほか、震災復興交付金基金の約36億4,300万円につきましては、さきの復興交付金の第14回申請分で認められた経費について積み立てるものでございます。

財源といたしましては、国庫補助金36億4,364万3,000円、預金利子等の財産収入が1,228万9,000円などとなっております。

次に、第6目企画費につきましては、基金の預金利子の積み立てでございますので、説明は省略をさせていただきます。

議案書17ページをお開き願います。

次に、第7目情報管理費につきまして、委託料3,464万4,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。1ページをお開き願います。

内容といたしましては、社会保障番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますが、こちらの施行前に発生いたしました日本年金機構の情報漏洩事案を受け、地方公共団体におけるセキュリティー対策について総務省設置の検討チームから対策方法が明示されたことから、これに対応するものでございまして、具体的には地方公共団体の専用回線LGWANと呼ばれるものと通常のインターネット回線の分離などを行うというものでございます。

財源といたしましては、国庫補助金が600万円、町債が600万円となっております。

議案書のほうにお戻りをいただきまして、次に、第14目防災行政無線費につきましては、こちら実績に伴うものでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、第20目定住促進対策費につきまして、合わせて8,237万7,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。附属資料の2ページ、3ページをお開きいただければと思います。

内容といたしましては、今年度県内最高水準ということで拡充しております定住促進補助金の今年度の不足見込み額及び平成28年度申請見込み分を措置するとともに、官民連携による定住促進対策の強化を図るため、新たに町外の者に山元町を紹介し、山元町内に新築、または中古住宅の所得を促し、定住させた住宅関連業者に対して奨励金を交付する定住紹介奨励金を創設するものでございます。

3ページに行きますが、加えまして、国の地方創生加速化交付金、こちらを活用しま

して、地域と連携し、お試し移住の仕組みづくりを構築するとともに、パンフレットの作成や交通公告の掲示等を活用しまして、仙台市中心部などに広く情報発信を行うということにしております。

財源といたしましては、国庫補助金3,165万7,000円となっております。

議案書のほうにお戻りいただきまして、18ページをお開き願います。

続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費でございます。第1目戸籍住民基本台帳費につきまして219万9,000円計上しております。こちらにつきましては、国の補正予算によりマイナンバーに係る通知カード及び個人番号カード関連事務経費の追加内示があったことに伴い増額するものでございます。

財源といたしましては、全額国庫補助金となっております。

続きまして、第5項統計調査費でございます。第2目期間統計費及び第3目統計調査員確保対策事業費につきましては、国庫委託金の内示によりまして、財源内訳の変更を行っているものでございます。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費につきまして、合わせて1,076万円計上しております。このうち、人件費返還金以外の部分として、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業及び国民健康保険事業特別会計繰出金がございます。まず、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業でございますが、こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。4ページをお開き願います。

内容といたしましては、賃金の引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に対し平成28年度前半の個人消費の下支えにも資するように、対象者1人につき3万円を支給するものでございます。

給付費1,860万円のほか、システム改修等関連事業経費として618万3,000円増額しております。

財源といたしましては、全額国庫補助金となっております。

議案書の19ページにお戻りいただきまして、第28節繰出金のところをご覧くださいというふうに思います。

こちらにつきましては、国民健康保険事業特別会計に対する繰出金ということで、1,784万3,000円減額しておりますが、内容としましては実績に伴うものというような中身になってございます。

次に、第2目老人福祉費につきまして、合わせて274万1,000円減額しております。こちらにつきましては、基金の預金利子の積み立て及び介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金の減というふうになってございまして、いずれも実績に伴うものでございます。

次に、第3目老人福祉施設費につきまして668万2,000円計上しております。こちらにつきましては、知楽荘に係る修繕料を指定管理協定書に基づき負担する経費という中身になってございます。

議案書20ページをお開き願います。

次に、第4目障害福祉費のうち扶助費として2,149万1,000円計上しております。こちらにつきましては、障害者の自立を支援するために福祉サービスを提供し、日常生活と就労の支援をすることによって福祉の増進を図るため給付するものでござい

ますが、実績に伴いまして増額補正するものでございます。

続きまして、第2項児童福祉費でございます。第1目児童福祉総務費につきましては、基金の預金利子の積み立てでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、第2目児童措置費につきまして、財源更正を行っております。こちらにつきましては、例年宝くじ交付金、オータムジャンボの交付金が町のほうに交付されますので、それを乳幼児医療助成制度に財源充当するものでございまして、諸収入382万円を増額すると。見合いで一般財源を減額するという中身になります。

次に、第6目学童保育施設費につきましては、国県の補助金内示により財源更正、財源内訳の変更を行っているものでございます。

次に、第7目児童福祉復興推進費につきまして、負担金補助及び交付金として45万4,000円計上しております。こちらにつきましては、ことし夏にオープンを予定しております子育て拠点施設の水道加入金となっております。

続きまして、第3項災害救助費第1目災害救助費でございます。こちらにつきましては、災害弔慰金、それから災害傷害見舞い金の減額、災害救助費の返還金となっておりまして、いずれも実績に伴うものでございますので、説明は省略させていただきます。

議案書の21ページをお開き願います。

続きまして、第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第4目母子保健費につきましては、国県補助金の内示により、財源内訳の変更を行っているものでございます。

次に、第10目上水道管理費につきまして39万7,000円減額しております。こちらにつきましては、実績に伴うものということにはなるんですが、繰出基準に基づき、水道事業会計に対する繰り出しを減額するものでございます。

次に、第11目放射能除染対策費につきましては、1億173万2,000円減額しております。こちらにつきましては、住宅除染の実施前、詳細測定業務費等について現時点で契約調査数量を大幅に下回っていることから、減額するものでございます。

次に、第13目上水道復興推進費につきまして2,271万円減額しております。こちらにつきましては、東部地区の残管処理等に要する経費でございますが、残管処理を農地整備事業で行ったことなどにより減額するものでございます。

議案書22ページをお開き願います。

続きまして、第2項清掃費でございます。第7目清掃復興推進費につきまして2,542万3,000円減額しております。こちらにつきましては、浄化槽設置に対する補助について実績見込みが固まったことから、減額するものでございます。

続きまして、第5款労働費第1項労働諸費でございます。第1目労働諸費につきまして、報償費16万5,000円計上しております。こちらにつきましては、シルバー人材センター設立準備委員会開催に要する経費を増額するものでございます。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第5目農地費につきまして704万4,000円減額しております。こちらにつきましては、農業農村の有する多面的機能の維持発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払い交付金、こちらの事業確定に伴い減額するものでございます。

議案書23ページをお開き願います。

続きまして、第7款商工費第1項商工費でございます。第2目商工振興費につきまして、合わせて2,529万6,000円計上しております。こちらにつきましては、補

正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。

内容といたしましては、国の地方創生加速化交付金を活用し、地域経済の高循環をつくるため、(仮称)山元町ブランド推進計画に基づき、ブランド資源発見・発掘、ブランド認証、プロモーションを展開する山元町ブランド推進事業を実施するものでございます。

財源につきましては、国庫補助金2,502万3,000円となっております。

次に、第3目観光費につきまして、負担金補助及び交付金を400万円計上しております。こちらにつきましても補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。8ページをお開き願います。

内容といたしましては、こちらも国の地方創生加速化交付金を活用し、名取市、岩沼市、亘理町、山元町の2市2町エリア内の観光客入り込み数増加を図るため、観光PR等を行う県南浜街道連携プロモーション促進事業を行うものでございまして、2市2町で構成する名亘地場産業振興協議会に対し補助金を交付するものでございます。

財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

議案書のほうにお戻りいただきまして、次に、第4目商工復興推進費でございます。こちらにつきましては、合わせて1,754万7,000円減額しております。このうち、委託料につきましては、新坂元駅周辺地区商業用大区画における誘致活動を予定し、予算措置しておりましたが、土地利用計画に再検討の必要性が生じたことから、減額するものでございます。

また、負担金補助及び交付金、補償補填及び賠償金につきましては、中小企業振興資金の借り入れの増に伴いまして、利子補給金及び信用保証料を増額するという内容になってございます。

議案書の24ページをお開き願います。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第3目道路橋梁復興推進費につきまして、合わせて2,532万円減額しております。こちらにつきましては、山下花釜線の用地取得費でございますが、設計等に時間を要し、年度内に用地取得できない見通しとなったため、予算を減額し、翌年度に組み替えを行うものでございます。

続きまして、第8款土木費第4項住宅費でございます。第2目住宅安全対策費につきましては、国県補助金の内示により財源内訳の変更を行っているものでございます。

次に、第3目公営住宅建築事業費につきまして、合わせて1,360万円減額しております。こちらにつきましては、災害公営住宅建設に伴う文化財の発掘調査に要する経費でございますが、貴重な線刻画などの文化財が新たに発掘されたことにより、宮城病院周辺地区の埋蔵文化財発掘調査の報告書作成が遅れたことから、本年度予算を減額するものでございます。

その他宮城病院周辺地区市街地整備事業に係る予算につきまして、水道加入金の支出等に係る節の組み替えを行ってございます。

議案書25ページをお開き願います。

続きまして、第5項下水道費でございます。第1目下水道管理費及び第2目下水道復興推進費につきまして、合わせて4,043万6,000円減額しております。こちらにつきましては、下水道の残管処理に関しまして他事業との進捗調整により、事業費を

下水道事業会計において平成28年度に繰り越す予定であることなどにより、繰出基準に基づき一般会計から下水道事業会計に対する繰出金を減額するものでございます。

続きまして、第6項都市計画費でございます。第3目都市計画復興推進費につきまして、合わせて30億3,682万6,000円減額しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いまして、順次ご説明をさせていただきます。まず、12ページをお開き願います。

まず、埋蔵文化財発掘調査事業でございます。内容といたしましては、先ほどご説明いたしました公営住宅整備事業と同様でございます。新市街地整備に係る文化財の発掘調査に要する経費でございますが、新たな埋蔵文化財の発掘等により、埋蔵文化財関係業務全体スケジュールを精査した結果、埋蔵文化財発掘調査の報告書作成を後年度に実施することとしたため、今年度予算を減額するものでございます。

補正額につきましては、防災集団移転促進事業分として2,640万円の減額、津波復興拠点整備事業分として1,035万5,000円の減額となっております。

次に、附属資料の13ページをお開き願います。

災害用トイレ整備事業でございます。このトイレ整備を予定しております地域交流センターの建築が平成28年度になったことに伴い、今年度予算を1,326万円減額するものでございます。

ちょっとあっち行ったりこっち行ったりで申しわけないんですが、議案書の26ページにちょっとお戻りいただきまして、負担金補助及び交付金の説明欄をご覧いただければと思います。

こちら、何項目かございますけれども、まず、防災集団移転促進事業及び崖地近接等危険住宅移転事業というのがございます。いずれも災害危険区域1種及び2種からの移転者を対象に計上したものでありますが、制度利用に当たっては、事前申請が必要であることや、町独自支援策である実費補助との兼ね合い、それから移転時期の関係から、想定した申請実績とならなかったため、記載のとおり減額するものでございます。

補正額につきましては、防災集団移転促進事業が2億8,776万9,000円の減額、崖地近接等危険住宅移転事業が2億1,570万3,000円の減額となっております。

次に、住宅かさ上げ助成金でございます。こちらにつきましては、済みません。行ったり来たりで申しわけないんですが、附属資料のほうを用いましてご説明いたします。14ページをお開きいただければと思います。

この住宅かさ上げ助成金につきましては、多くの世帯が対象となるよう、災害危険区域2種及び3種区域への支援の拡充を行ったところでありましたが、実績等を精査し、本年度支給分を除き6,836万円減額するものでございます。

また、議案書26ページのほうにお戻りをいただきまして、次に、津波被災住宅再建支援事業補助金でございます。こちらにつきましては、移転費補助を初めとする町独自の支援でございますが、今年度実績分を除き24億1,497万9,000円を減額するものでございます。

その他、新市街地整備及び防災公園整備事業につきまして、水道加入金の支出等に係る節の組み替えを行っているという中身になります。

以上が都市計画費の概要でございます。

議案書 27 ページをお開き願います。

続きまして、第9款消防費第1項消防費でございます。第1目非常備消防費及び第2目消防施設費につきましては、いずれも実績に伴うものでございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、第10款教育費第1項教育総務費でございます。第2目事務局費につきまして、委託料だけご説明しますが、委託料を38万9,000円計上しております。こちらにつきましては、新行政区の設置に伴い学区の修正及び学区調整区域を追加するため、通学区域マスターの改修を行うものでございます。

次に、第2項小学校費でございます。第3目小学校復興推進費につきまして、合わせて675万1,000円減額しております。こちらにつきましては、予定をしておりました坂元小学校講堂改築事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書作成について、埋蔵文化財関係業務全体スケジュールの精査の結果、後年度に実施することとしたため、740万1,000円減額するほか、被災児童生徒就学援助費に不足が生じたため、65万円増額補正するものでございます。

財源といたしましては、就学援助に係る分として国庫補助金65万円となっております。

議案書 29 ページをお開き願います。

続きまして、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。第3目公共土木施設補助災害復旧費につきまして工事請負費を256万6,000円計上しております。こちらにつきましては、昨年9月に発生した関東東北豪雨被害に係る災害復旧に関しまして災害査定が終了したことから、増額するものでございます。

財源といたしましては、国庫負担金144万9,000円、町債110万円となっております。

続きまして、第3項文教施設災害復旧費でございます。第1目公立学校施設災害復旧費につきまして12億5,053万8,000円減額しております。こちらにつきましては、学校建築の進捗に合わせた予算の組み替えということに伴う減額となっております。

なお、ここの部分に関しまして、当方のチェックが甘くて、議案書の訂正をお願いしてしまいました。この場をおかりしましておわびを申し上げたいというふうに思います。

それでは、歳出予算の最後ということで、30ページをお開きいただければと思います。

第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございます。第1目災害援護資金貸付金につきまして貸付金を1億2,600万円減額しております。こちらにつきましては、貸し付け見込み件数が当初見込みを大きく下回るため、減額するという内容でございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。議案書 11 ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興特別交付税を約8億6,000万円減額しております。こちらは、震災復興交付金事業等の減額に伴うものでございます。

次に、第13款使用料及び手数料でございます。約110万円増額しております。こちらにつきましては、防災集団移転促進事業で買い取りを行った土地に係る貸付収入でございます。

次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容となっております。

飛びまして、議案書13ページをお開きいただければと思います。

次に、第16款財産収入でございます。利子及び配当金の説明は省略させていただきますが、14ページに移っていただいて、不動産売り払い収入を約280万円計上してございます。こちらにつきましては、亘理清掃センター近隣の町有地を株式会社サクライ防災に売却したものとなっております。

次に、第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税寄附金の実績見込み分約290万円について計上してございます。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、まず財政調整基金でございますが、こちらにつきましては、最終的な財源調整の結果、約6,400万円取り崩しを減額しております。その下の震災復興交付金基金、震災復興基金につきましては、復興関連事業の進捗に伴い、今年度の取り崩しを減額しているものでございます。

議案書の14、15ということで、諸収入の記載がございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療制度療養給付費並びに農地整備事業に係る市町村負担金の精算などによりまして、合わせて1億400万円ほど計上してございます。

最後、15ページに移っていただいて、最後の第21款町債につきましては、地方債の補正のところでご説明を申し上げますので、省略をさせていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明を申し上げます。議案書の4ページをお開き願います。

ご覧のとおり、平成28年度に繰り越す事業を計上してございます。全て合わせますと事業数としては30事業ございます。金額といたしましては139億円余りになります。昨年度と比較いたしますと、金額的には新市街地整備関係予算に関し、宮城病院周辺地区市街地整備工事を初め、残工事対応や精算業務のため、全額繰越対応としたことから、約119億円の増、事業数は地方創生関係事業の減によりまして、事業数としては4事業の減というふうになってございます。

それでは、主な事業のみご説明をさせていただきたいと思います。まず、農林水産業費の上から2番目、農業費の被災地域農業復興総合支援事業でございますが、約3億8,200万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、去る2月の臨時会にて契約の議決をいただきました園芸作物用機械の購入でございますが、受注生産のため、納入までに日数を要し、年度内納入が困難になったことから、繰り越すものでございます。

次に、その下、農村漁村地域復興基盤総合整備事業でございますが、約3億5,500万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、山元北部地区、磯地区、山元東部地区の県営農地整備事業が繰り越しとなったことから、この事業に係る町負担金について繰り越すものでございます。

次に、土木費道路橋梁費の上から3つ目、社会資本整備総合交付金事業でございますが、約18億9,000万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、町道高瀬笠野線など、主に常磐線復旧に伴う関連道路改良工事において常磐線復旧事業の近接工事協議に不測の時間を要したことから、繰り越すものでございます。

議案書の5ページをお開き願います。

次に、住宅費の災害公営住宅建築事業約26億5,200万円、ちょっと飛んで都市計画費の防災集団移転促進事業約18億6,500万円、及び津波復興拠点整備事業約52億6,200万円につきましては、山下・坂元・宮城病院の3地区の市街地整備に関するものでございます。このうち、山下及び坂元につきましては、今年度内でおおむね市街地整備は完了するものの、一部残工事があることや精算業務のため、繰り越しをさせていただくもの、坂元道合地区及び12月議会で議決をいただいた災害公営住宅の擁壁設置工事につきましては、事業計画の調整に時間を要したため繰り越すもの、また、宮城病院地区は、希望戸数の変更により土地利用計画の変更を余儀なくされたことなどから、繰り越すものでございます。

ちょっとお戻りいただきまして、下水道費の磯地区農業集落排水整備事業でございますが、約2億5,000万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、磯地区農業集落排水小規模処理場建設に係る工事施工調整に不測の日数を要したことから、繰り越すものでございます。

次に、都市計画費のほうに戻っていただいて、都市計画費の新市街地CM業務委託事業分でございますが、約2億1,900万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、3新市街地の施工に関する監督補助業務や工事請負者間の調整、出来高測量などを行うものでございますが、宮城病院地区の工事繰り越しに伴い、本業務についても繰り越すものでございます。

最後に、防災公園整備事業でございますが、約3億2,300万円繰り越す予定でございます。こちらにつきましては、関係機関及び工事間の調整に不測の時間を要したことから、繰り越すものでございます。

以上が繰越明許費でございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。議案書6ページをお開き願います。

今回債務負担行為の追加といたしまして3事業計上しております。内容といたしましては、町民バスの運行に関し来年度も復興交付金による対応が認められ、引き続き運行するため、今年度内に契約行為を行う必要があることから、債務負担行為を設定するもの、また、仮設住宅用地及び再生資材のストックヤードの借地に要する経費についても、来年度も引き続き土地をお借りするため、今年度内に契約行為を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

議案書7ページをお開き願います。

最後になります。地方債の補正でございます。まず、地方債の補正ということで、追加、一般補助施設整備等事業として600万円追加しております。こちらにつきましては、歳出でご説明いたしました社会保障税番号制度に伴う庁内情報セキュリティー強化対策業務委託の財源として、経済対策に伴う国の追加公共事業の地方負担額に充てるため、発行が認められた補正予算債を充当したものでございます。

また、議案書8ページ、地方債の変更でございますが、災害公営住宅建設事業債につ

きましては、災害公営住宅整備事業の事業費の減額に伴いまして、地方債についても減額するもの、公共土木施設補助災害復旧事業につきましては、こちらも歳出予算でご説明いたしました。災害査定は災害復旧費を増額したことから、地方債についても110万円増額したものとなっております。

以上が今回の6号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから補正予算の質疑に入るわけですが、ページ、それから款項目等きちんと明示の上にご質疑をいただきたいと思っております。1件ずつお願いいたします。

議長（阿部 均君）それでは、これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、2点ほど質問させていただきます。

予算書の17ページ、2款1項20目定住促進対策費についてお伺いします。

まず、節の上のほうからちょっとお伺いしますが、旅費としまして視察研修費、地方創生と書いてありますが、75万円、これは具体的には何をどんなふうにごとに。

同時に、なぜ今補正なのかということも含めて、まず1点目の、どこにどういう計画なのかと。この中身をお尋ねします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。ただいまの質疑にお答え申し上げます。

まず、定住促進の視察研修の旅費の関係でございますが、この事業につきましては、繰り越しというふうな形で実際の実行については平成28年度中に実施をするというふうな計画でおります。

内容といたしましては、定住促進に係る委託料といたしまして、お試し定住の事業を構築するというので、委託料で800万円ほど予算措置をしておりますが、その関係で、先進地のほうの視察をさせていただきたいということで、視察先につきましては、山梨県の北杜市のほうを検討してございます。この先ほどの委託の事業の関係でワークショップの事業を計画しております。そこの入っていただいた方、約15名ほどでこのほうに視察をさせて勉強させていただきたいというふうなことでの旅費の内容になってございます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい。山梨県の北杜市へ15名ほどで視察に行ってくると。その目的は、お試し定住、移住と申しますか、お試しの実績と申しますか、効果を、あるいは実績を見て研究してくると申すので、これは了解しました。

それ以下の需用費、役務費、委託料、その他見てみますと、定住促進は地方創生にとっても非常に大きなテーマですから、ぜひともやってほしいんですが、中にはそのうち2,365万7,000円がパンフレット代という、そんな感じ。先ほどもご説明い

ただきましたが、仙台市中心にパンフレットでPRするんだというような内容のようでしたけれども、インターネットのほうが若手とか何かは効果があるんじゃないかと思うんですが、そういう部分を検討したのかどうか、この内容をちょっと、全然触れていないものですからお尋ねするんですが、そういう点はどうだったのか。

費用対効果という点で、インターネットなんかはそんなに費用はかからない。同時に、これとは別個にやるという考えなのかどうか。どういう背景でこういうふうになったのかお尋ねします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。ただいまの関係のご質疑にお答え申し上げたいと思います。

まず、インターネットのほうは考えていないかということでございますが、インターネットのほうにも掲載させていただきたいという考えではあります。

あと、パンフレット等の作成ということでございますが、それとあわせて、仙台市の地下鉄あるいはJR等の中に広告掲載をさせていただくというような内容と、あとは新聞の1面をお借りしまして、そのほうに山元町の紹介並びに定住促進の紹介をし、山元町のよいところ、山元町に住んでいただきたいという旨の広告、PRを行いたいという内容のPR内容になってございます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい。単純に総金額2,300万円、2,400万円ぐらいの紙媒体ということをお考えますと、それはそれなりの効果はあろうかと思いますが、ターゲット若者向けの山元町に移住した場合の、例えば住宅補助、今手厚くやっているというものの、さらにプラスアルファの部分を、例えばこのお金の2,300万円の使い道ですが、そういった方向に使うということも考えはなかったのかお尋ねします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。ただいまのご質問でございますが、そもそもの補助金の部分についてもできればこの創生事業の中で賄いたいというふうな考えはございましたが、そういった補助の内容については、この事業には該当しないというふうなことでございましたので、山元町を県内、特にPRするというようなこともこの創生の事業を利用して活用させていただきたいと、そういった旨でこの定住の促進を図るためによりよい効果のあるPRの方法といたしまして、こういった事業の中で取り組んでいきたいということでの予算でございます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい。費用対効果ということで、厳しい財源の中で効果の上がるような媒体PR方法をひとつ検討していただきたいということで、次の質問に入りますが、予算書の23ページ、7款商工費1項商工費の中の4目商工復興推進費についてお尋ねをします。

これは、1,700万円の減額ということですが、適用の2のほうを見てまいりますと、新市街地、先ほど説明ですと新坂元駅の大規模商業地の調査業務委託料を減額すると、1,951万7,000円。減額するということは、まずその前に、この当初予算は何をどんなふうにするかを絞って委託をしたんでしょうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この新市街地の商業拠点形成調査業務につきましては、昨年の6月に提案をさせていただいておりますけれども、新坂元地区の商業大区画の中で辞退をされて、今企業者が入らないというようなことになっておりますので、その誘致活動の計画あるいはその広報、そして手を挙げてもらった企業さんが出ればその選定、そして、その業務の成果の整理というような内容でございます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい。前のこの予算のときには、あそこに大規模商業施設としてホームセン

ターをといことでお話が再三あった。いわゆる裏を返しますと、1,900万円この業務委託をやめたということは、ホームセンターの誘致をやめたというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。今回取りやめたのについては、いろいろと要素がありますけれども、町のほうとして辞退を受けて、その後随時募集を凶ってまいりましたけれども、なかなか手を挙げる企業がないというようなことで、辞退も含めて一応分析をしております。

そういった中で、面積が一括でということでは結構面積が大きい、あるいは商圈の規模あるいは隣接の商業施設との競合あるいは1社で進出するということについての若干無理というような分析を踏まえて、見直しをかけた。

何の見直しかということ、公募の見直しですね。もう一度。面積をもう少し見直せないか、あるいはさきに公募をかけたときに地域貢献というような条件を設けておりました。そういったものもなかなか負担になるのではないかなというようなことで、地域貢献として地元の産品を使ったりとか、あるいは雇用創出を凶ってほしいとかという、結構なかなか企業にとっては重たい課題もあって、それらを外したらどうかとか、あるいは優遇制度についても商業特区がありますけれども、町の優遇制度みたいなものもプラスして加えてみないとなかなかこの地に入ってくるのには初期投資の分の支援という部分では不足ではないのか。あるいは、募集期間あるいは用地の確保の方法も借地だけという方法だけで公募しておりましたけれども、買い取りというようなお話も接触した企業の中からはあって、そういった見直しを凶っていこうということで計画をしていきましたけれども、業種的にも今ご質問のありましたけれども、なかなかホームセンターに絞るといことになると、なかなか厳しいところもありますので、そういった見直しも必要かなというようなことと、あともう一つは、我が産業振興課のほうで去年の12月に道の駅の、あるいは交流拠点整備の提案をさせていただきましたけれども、修正された。そういう中で、この地の議会からの提案というのもございましたので、そういうことも道の駅の考え方についても合意形成をある程度理解をしていただきたく、議会の皆さんともお話を進めるというようなことを考えたときに、ここにゴリ押しするということになってくると、なかなか調整は難しいんだらうなという、一呼吸置くという配慮も一応我が担当のほうではいたしました。

そういう検討等している中で、時間が結構経過している中でなかなか先が見えないところもありますので、一呼吸置いて今回は予算のほうを落とさせていただいて、もう一度仕切り直しをして、その道の駅も含めてご理解をいただきながら、この方針を決めて、またここに当初の新市街地の商業機能というようなことがあれば、再度こういった費用を新年度以降、補正になると思いますけれども、そういった形で提案をさせていただきたいなというような考え方を持っております。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい。今の課長の説明の中で、私も全部聞いてはりましたが、主に一呼吸置いてということで、一つは一呼吸あるいは一つは地域貢献というのが私の頭に残っていますが、地方創生といいますか、町の産業振興のためにはいち早くスピードが大事だと思うんですね。

一呼吸置いて検討するというのは、いつまでなのか。例えば宮城病院が宮城大学に地域経済活性化の委託をして、その後産直交流館として上品の郷をつくった設計会社に委

託をして、裁判沙汰になって中座して、その後いろいろやっていましたが、ここで1,900万円を落とさないで、12月の議会でも話ありましたけれども、地域貢献ということになれば、地域の物産を売るといのが大きな地域貢献になると思う。12月にそういう議会でもあそこに道の駅、交流物産館をつくったらどうかという話も、この予算を減額しないで、そういう検討をされたらどうかと思うんですが、なぜ減額するのか。

改めて仕切り直しになると、時間かかり過ぎると思うんです。あそこに道の駅、交流物産館をつくるということでやるべきではないかと思っていたんですが、大きく減額になってきたということで、ちょっと私はこのところが納得といいますか、できないので、その辺の説明をよろしくお願ひしたいと。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これの委託業務の財源といたしましては、復興交付金を活用しております。そういった中で、その地域振興施設としての交流拠点とか道の駅というのはまた別な財源でありまして、ここはあくまでも新市街地の商業機能に限定した形で認められておりますので、その中身を変えてしまうというのはちょっとできないというようなことで、ご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい。そうなれば、同時にあそこに道の駅を検討する振りかえ、金額は同額でないにしても、そういったものを今回組んできてもよかったのかなということだったので、そういったものは組んでいない。平成28年度予算にも入っていないということで、これを今取り上げたんですが、今後どんなふうはこの予算が、今回補正ですからあれなんですけれども、その辺の背景をちょっとだけ説明いただければと思ひます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今ご説明したとおりでございまして、この商業施設は商業施設、それから振興施設としての道の駅あるいは交流拠点は交流拠点というようなことで、財源的には別に分けて考えていきたいと。

さらに、それにかわるものとして、この3月に計上するというのは、やっぱり検討、工期的に無理があるということがありますので、その議会の皆さんとの理解というものをある程度深める、調整するというようなことをしながら、ここの土地のあり方というものを確認をして、道の駅のような形での委託なのか、あるいはこのやはり商業施設としての機能を導入するための検討費用なのかというのはちょっと整理して、ここの当初予算以降、そこをしっかりと固めてから提案を整理させていただきたいなというふうにご考慮しております。以上です。

1番（岩佐哲也君）はい。次に、3点目の質問に移ります。

最後の質問になりますが、負担行為6ページ、附属資料の6ページ、債務負担行為の一番上、町民バス運行にかかわる経費ということで、これは7,600万円負担行為がされていますが、これ平成27年度と平成28年度分けてそれぞれは幾らで見られるのでしょうか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。お答え申し上げます。

全て平成28年度事業費でございまして、これは今年度中に契約をするために債務負担行為をとっているということで、基本は平成28年度の町民バスの運行経費ということでご理解いただければと思ひます。

1番（岩佐哲也君）はい。内容は了解しました。

そうしますと、現在の契約はいつまでになっているのでしょうか。たしか3月末までじゃなかったのでしょうかね。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今議員ご指摘のとおり、ことしの3月31日までということになってございます。

1番（岩佐哲也君）はい。契約先、委託先の選択方法というのは入札になるんですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。入札方法等につきましては、基本指名委員会での判断ということになるかと思いますが、担当課としましては、1つ、大きく分けて町内を循環しているバスと、あとは浜吉田直行便という2つございますけれども、少なくとも浜吉田直行便につきましては、12月までの、要はJRが復旧するまでということになっているというようなこともございますので、担当課とすれば、もう1年、できれば同じ業者さんをお願いをしたいというふうには考えているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい。基本的には入札すべきと私は基本的には思うんですが、その先のデマンド方式とか何かということも含めてのにらみだと思うんですが、ただ、もう1年だけに限らず、ずっといくという可能性というか、心配というか、いわゆる透明性、公平性、いろいろな意味で、税金の使い方という観点から、これは入札方式でやってもいいんじゃないかと思うんですが、何か弊害があるんでしょうか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。当方の考えをもうちょっとつけ加えますと、一般質問等々でもお答え申し上げておりますとおり、来年、平成29年度というのが要は復興財源もなくなります。新市街地もでき、JR常磐線も復旧するというので、かなり大胆に路線の見直しをしていかなければならないと。

一方で、一般質問の中でもたしかお答えしているかと思いますが、今結構過密のダイヤですき間なくといいますか、結構きめ細やかに回っている形にはなるんですが、それが維持できるのかどうか。そういったところも当然ございますし、そのすき間を埋めるためにデマンドというのもある程度検討していかなければならないと。

そういった総合的な検討の中で、当然、例えば29年度に大胆に変えらなれば、デマンドをどうするのか、バス、すき間運行している路線バスをどうするのかというのは、改めてプロポーザルになるのか、入札になるのか、その辺はまたそのときの判断あるかと思いますが、その場面で一回リセットをして、しっかりと業者選定を行うという流れになるんだろうなというふうに考えております。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい。前回の入札のときに地元の業者の参入というか、入札に参加したという経緯もありますし、いろいろな意味がありますし、地元の業者の育成ということを雇用の増進あるいは税収増ということも含めて、できるだけ透明性を持った入札なり、それなりの方法で選ばれることを選択、この7、600万円の使用を含めてされることを希望しまして、質問は終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。21ページ、4款衛生費1項保健衛生費の11目放射能汚染対策費の中で、住宅放射能汚染除去等の、それから濃度、通学路以外放射線量測定業務委託減、2項目減になっておりますが、このところは放射能の基準値を下回っているから減にしてあるのか、否か、その辺はいかがでしょうか。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

住宅除染のほうなんですけど、こちらについては、危機管理室が担当というふうなことで進めております。予算説明書のほうにも6ページのほうに書いてございますが、調査対象の当初設計と数字が食い違ったと、食い違いというか誤差があったというふうなこ

とでの減額、それから、設計費に対しまして入札を行ったわけなんですけれども、入札を行いまして、約入札率が59パーセントで落札されたというふうなこともございまして、そこでの約5,000万円近い金額が下がったというふうなこともございまして、このような形での金額というふうになっております。以上でございます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。農道のほうに関しましてまちづくり整備で担当しておりますので、解答させていただきます。

農道のほうに関しましては、放射能の数値というよりも、まずこれの入札率が71.3パーセントであったということが大きな理由と、あと、農道の路線を見直し、精査があったということで、この金額が減額となっております。以上でございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（菊地康彦君）はい、議長。ただいまの質問にちょっと関連するんですけれども、放射線の測定値が低くなっているということなんです、子供、特にとりわけ中学生、小学生、幼稚園ということで、甲状腺のいろいろな問題が出てきております。

当町ではそのような対策でこういう費用は検討はしていなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

この放射能対策費、この補助等をもっての今回除染事業ということで行っておりますが、それではなく、小学生、子供たちの甲状腺の調査ということに関しましては、震災当時県のほうの考えもございました。中にはホールボディカウンターと、全身を見たり、甲状腺を調査をしたりというふうな検討もしたんですが、うちの町とあと県との考えとして、このエリアにおいてはそのような対応は必要ないというふうな見解を受けて、今回実施していないというのが経緯でございます。以上でございます。

議長（阿部均君）7番の菊地君に申し上げますけれども、議案書、除染に関しての部分なので、そこから余りよそに行かないようにお願いします。

7番（菊地康彦君）はい。それでは、そのようなことであれば、この費用を減額したり、そういった費用に回せないというのもそういう理由でわかりましたので了解いたします。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。17ページの定住促進事業対策費ですが、何件くらいを予想してどういうふうな形で進めていきたいのか。そのコンセプトもお尋ねしたいと思いますし、1点目、それをお願いします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。今回の予算につきましては、平成27年度の補正予算と、あと平成28年度の新年度の予算ということで、2つを盛り込んだ形での補正予算の内容になってございます。

平成27年度の見込みといたしまして、定住促進としまして39件の方がこの交付を受ける見込みとなっております。交付金額では5,260万円ほどになる見込みでございます。

あと、ものといたしましては、新築住宅については23戸、あと中古住宅については11戸、合わせて33戸がこの住宅取得の関係、あとリフォームの関係では6件ということでの39件という内容でございます。

あと、転入世帯につきましては、23世帯で、52名の転入者を見込んでいるというふうなことでございます。

この交付の、先ほど言った5, 260万円の中については、今申請を受けていて実際の交付については平成28年度中に繰り越しの中でお支払いをするものというのを見込んでございます。

あと、当初予算といたしましては、新築住宅で16件、あと中古住宅で5件、あとリフォームで2件、あと民間のアパートの関係で3件ということで、26件の見込みで新年度の部分についてはこの中の予算に見込みをさせていただいているという内容でございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい。非常に努力をしてくださっているというのはわかるんですけども、そこに関連したお試し移住の促進、仕組みづくりということで、視察に行かれるようなんですけども、わざわざ山梨県、そういうふうな目的を持ったのは、その件についてお尋ねします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。このお試し移住につきましては、今年度といいますか、来年度の事業というようなことで、その仕組みづくりを平成28年度で計画をしたいということでございます。

一般質問の中にも今回も出ましたけれども、第一次産業である当山元町の主要産業でございますが、その担い手不足あるいは後継者不足といった部分についても深刻な状況にあると。

あと一方、都会の方々は割と新規に農業を試してみたいというような方も現在ふえているというような情報もございます。そういった方々を山元町にどういった形で迎え入れられるのか、あと、そういったうちのほうの産業の農家、漁家の方でございますが、どういった形で受け入れをしていただけるか、あとは実際どういったところが困っているか。そういったところを業者のほうに委託をするような形になりますけれども、そういった意向調査等、あとヒアリング等を通して、そういった課題を見つけ、そういったものの対応をどういった形で補えるか、そういった部分を組み立てていくというのが来年度の事業だというようなことでございます。

何で山梨県のほうかというお尋ねでございますが、今移住してみたいというランキングで山梨県が1番になっているというような状況で、そういったことでの新規参入者の農家の受け入れ体制もある程度構築されている部分があるというふうなことでございましたので、どういった手法でそういったものをやっているか。そういった部分について先進地の事例を、先ほどもお答えいたしました。そのワーキンググループの方々、町の職員も入りますが、そういった方々と一緒にそういったことの勉強をさせていただきながら、来年のそういったシステムづくりといいますか、そういったものに充てていくなという趣旨での視察研修ということでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

4番（岩佐孝子君）はい。町職員のということで、非常に私は職員の研修も非常に大事だと思います。町をリードしていくためには、職員の研修、そして地域の方々との研修会というのが非常に今まで少なかったように思ひますので、今回はこの地方創生の予算を使わせていただきながら、町をリードしていくという意味では、非常に大事なことだとは思ひますけれども、事務的ではできません。心のこもった次の世代を育てる、絶対ここに来ていただけるというような、そういうような姿勢を持って取り組んでいただければと思ひます。

隣町の丸森町、お試し、これはもう20年も前からやっています。ここに住んでみたい方々には年間低額なものでお試し1年間、2年間、そういうふうな形で住んでいただいているところもありますので、ぜひそういうところも参考にいただければよろしいんじゃないかと思います。よろしく申し上げます。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。ただいまの質疑にお答えさせていただきたいと思います。

近くにもいいお手本がございますので、旅費についてもそんなにかかる地域ではございませんので、ぜひそういったところも参考にさせていただきたいなど、そのように考えておるところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい。これについて町長にもお伺いいたします。

この地方創生を利用して活用して山元町に移住をしていただくというようなことで考えておりますけれども、町長としてはどういうふうな形で進めていきたいのか、その分についてもお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。私が特別というふうにはちょっと……なくて、担当課と一緒にこの施策を組み立てる中で思いを共有させてもらっているというふうなことでございますので、担当課長から今るるお話をさせていただいたことが私の思いでもあるというふうなことでご理解を賜ればと。

少なくとも町の置かれた人口減少、少子化というふうな部分をいろいろな形でこれをカバーしていかなくちゃならないと。そういう基本的な思いの中で、あらゆる施策を展開する中で、その足らざるところをカバーしていかなくちゃならないなというふうな思いで取り組んでいるところがございます。

議長（阿部均君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

6番（岩佐秀一君）はい。19ページの社会福祉費の中の3番の老人福祉施設費ですけれども、補正予算前が55万円で補正額が668万2,000円ということで、10倍以上に補正で上がっているんですけれども、この短い期間の中で、それで、何を修繕するのか。これを平成28年度の本予算に計上できなかったのか。災害発生等、そういう場合は早急にしなくちゃならないんですけれども、慌てる必要なかったんじゃないかということで質問させていただきます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。

こちら、今回補正予算で計上しております老人福祉施設費の委託料、知楽荘施設修繕業務委託料668万2,000円についてご説明いたします。

こちら、知楽荘の運営を指定管理で清和会さんのほうにお願いしております。その中の契約書の中で、うちで持っている施設を運営してもらうのをお願いしているんですが、その施設に故障があったり、修繕する場合は協議のもと、ある一定の額を超えた場合はお互い協議をして、その費用を持つというふうになっておりまして、このような大きく大改修、もともと老朽化になります。こちらボイラーとかの老朽化なんですけど、これだけの大きな大改修の場合は、その固定資産を持っている市町村が負担するというふうになっておりますので、その協議の上、今回計上させていただきました。

その平成28年度予算じゃない、このタイミングというのは、現在先行して修理しております。どうしてもボイラー止まりますと委託している事業もできませんので、もう既に修理しておりまして、それに伴って、年度内の精算ということで今回3月に補正

予算として計上させていただいたところでございます。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい。ということは、この老人福祉施設ばかりじゃなく、結構修繕費出ると思うんですね。したがって、こういうふうな設備を今課長が言った依頼しているところがよくチェックしていなんじゃないか。それに伴って、予算が余裕あるからやらなくちゃならないじゃないかなというふうな考えだと困りますので、ということは、結構な金額でありますので、今回はこの老人福祉施設費の増額だったんですけれども、そのほかうんとあると思うんですね。

その辺も点検を密にして、予算化していただければと思ひまして、質問いたしました。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。老人福祉施設以外にもやはり指定管理、うちの課で指定管理出しているものもでございます。施設もでございます。それらに対しても

議長（阿部 均君）老人福祉以外じゃなくて、この維持管理に何か瑕疵があったんじゃないかと。だからこういうふうな部分であったというふうな捉え方したんですけれども、管理上何も問題なかったのかどうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。わかりました。

それでは、この知楽荘の管理上の問題ということでお答えさせていただきます。

こちら耐用年数はやはりどうしてももうちゃんとチェックをしまして、もう耐用年数既に切れているものでございます。ですので、どうしても老朽化という問題で今回は修繕をさせていただきたいということで、修繕をしたというふうになってございます。以上でございます。

6番（岩佐秀一君）はい。今耐用年数を過ぎたという解答ですので、しかたないと思ひますけれども、何でも減価償却というのがありますよね。減価償却。機械設備、その辺の中をよく鑑みて修繕費じゃなく、交換とか設備投資にかえていただければこういうことはないと思ひますので、私の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから補正予算の質疑を再開いたします。質疑はありますか。

9番（遠藤龍之君）はい。16ページの総務費総務管理費5目財産管理費についてお伺いいたします。

この部分の財政調整基金の利子積み立て増1、100万円について、その対象となる額、何ぼに対してこのくらいの利子になったのかということと、あと、その利率について確認したいと思います。

会計管理者（佐藤澄三郎君）はい、議長。基金の運用の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

当初予算の部分につきましては、通常の大口の定期預金の金利0.025ということでの予算計上をいたしておりました。各金融機関のほうに基金の運用をさせていただいておりますが、その中でも自主努力の金融機関がございまして、その金利といたしましては0.325ということで、当初予算の見積もりよりも10倍強の金利で努力して

いただいたということでございます。

そこに預けた部分としまして、36億4,000万円ほどをそこに預けてございます。その金利といたしまして、1,150万円ほどの金利になってございます。その部分が積み増し増ということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。そういう努力は、一層進んで取り組んでほしいと思います。

それから、この款同じ、その上の3目財政管理費、ふるさと納税関係なんですけど、この間いろいろこの場でもやりとりもあって、ほぼ理解をしているわけなんですけど、今回の補正について言いますと、収入が298万7,000円で、それに対してこのくらいの経費がかかっているということについての理解をどうすればいいのかお伺いいたします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今回の予算だけを見ればコスト、いわゆる収入に対するコストがかかっているといいますか、余計に出しているというふうな形に見えるかと思えます。

ただ、当初予算の段階でございますけれども、寄附金500万円という想定に対してコスト180万円ほどと見ておきまして、差額の320万円弱については、一般財源化といいますか、一般財源として取り扱っていたという関係がございます。

ですので、当初と今回の部分をくし刺ししていただくと収入が700、約800万円に対してコストが、こちら320万円というような形になりますので、320万円と当初の180万円ということで500万円ぐらいということになるということでご理解いただければと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。当初でも予算措置されていますが、大体こんな感じで我々は見たい方がいいということですね。割合的には。わかりました。

次に、17ページの一番上、総務費1項総務管理費7目、一番上、情報管理費の中のセキュリティ強化対策業務委託料3,400万円についてなんですけど、これの財源内訳、とりわけ一般財源の2,200万円の内訳についてどういう性格のものになっているのかお伺いいたします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。こちらにつきましては、財源もう一度おさらいしますと、国庫補助金が600万円、その裏に補正予算債ということで600万円、残余の分は一般財源ということになってございまして、こちらは一応計算上は単位費用といたしまして、地方交付税の中に算入されているという考え方になってございます。

なお、この国補助金、それから地方債の考え方なんですけど、こちらいつも大体こういうたぐいの話になると出てくる話なんですけど、人口によってある程度基準額というのが定められておきまして、山元町の場合は1,200万円というのが一つの基準額だということで示されておきますので、このような形での予算措置になっているということでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この2,200万円については、今回明確に今回入ってきている、これ特別交付税だから違うべ。どこに入っているの。今回の補正の中では。地方交付税でこの分対応されているということなの。特別交付税、今回は特別交付税しか、しかも減なんだな、これ。という、どういうふうに理解すればいいのか。今の説明に対して。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。今議員ご指摘のとおり、普通交付税補正してございません。ですので、予算上は見えてきていないわけですが、多分もうこのタイミングでございますので、今回もう交付税の算定は終わっていますので、後年度措置されるというふうに考えるべきかなというふうに思いますけれども、一応国からの説明においては、交付税で残余の分も見ますよという通知が来ているということでございますので、確かに予算上、今は一般財源で立てかえているといえますか、見ているというふうな形になっているということでご理解いただければというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい。この手の金はしっかりと追求していただきたい。交付税にも色がついていないというような部分、皆さんのほうから言われますから、これは国で進めている、しかもいろいろな問題を含めて出発している制度でありますので、普通以上にやっぱりこの辺には監視の目を強くして、この部分を早く、もし入ってこなかったら当然こちらから要求すると。2,000万円ですからね。大きいですからね。ということをお願いしておきます。

あと、あわせて、この部分について聞きなれない言葉、説明している中で補正予算債という言葉、表現があるんですが、この辺については私は初めて聞く名前なんですが、その辺の説明をしていただければと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。こちら、補正予算債というものなんですが、よく国のほうで経済対策絡みで予算を措置するときに国の事情で追加で例えば公共事業をやるという場合に、地方に対して負担を求めないようにするために、交付税措置率が理論上ですけれども、100パーセントという形で起債を打ってもいいですよというふうに措置されるものがございます。

そういったものを補正予算債というような形で呼んでおりまして、ですので、今回は充当率が100パーセント、交付税措置も理論上ですけれども、100パーセントということで措置しているものということでございます。

これは、後年度交付税の中で算定に含まれていただけるという中身になってございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい。次に、19ページの3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費の中での年金生活扶助費、20節年金生活者等支援臨時福祉給付について先ほど説明ございました。1人3万円という、低所得者に対して。ちなみに、低所得者と、どこから低所得者として指定しているのか、その辺確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の補正で上げている福祉給付金の対象者ということでよろしいでしょうか。（「要件者と、要件」の声あり）要件ですね。（「収入要件」の声あり）収入要件。収入要件でいきますと、まず対象者が平成27年度、この秋に去年の秋に行った平成27年度の臨時福祉給付金を受けた者であって、ことし平成28年度中に65歳以上になる方であって非課税の者となってございます。

ですので、昨年10月にあった臨時福祉給付金とかは年齢制限はなかったんですが、今回この補正で上げていますこの事業に関しては、65歳以上の方が原則となっております。

9番（遠藤龍之君）はい。要件だから、年齢65歳以上の非課税世帯、同居しているどうのこうのとかという、そういうのはないんですか。同居している……。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まず、条件がことしの10月に給付金を受けた方となりまして、制度は一緒でございまして、今ご指摘のとおり、課税者に扶養されている方等は除くとなっています。あくまでも非課税の方ということになります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。瑣末なことなのですが、混乱しますから、その辺最初からわかっているんだっただらば、最初からその対象になっていないところにはやらないほうがいいのかと思います。今回そういうふうになっているのかどうか、前回の前例に倣ったら今回そういうことはないかと思うんですけれども、皆さん喜びます。ああいうのもらいますと。金を持って、非課税……、そして、同居している場合、非課税で同居している場合はその人は対象にならないわけだから、その辺気使って対応していただければと思います。

あと、その下の老人福祉費、3目、先ほど質問出てきました知楽荘の施設修繕委託料、この辺先ほど課長の説明ではもう既に工事が終わっているというような説明だったんですが、流れから言うと、これはそういうことでよろしいのかどうか確認をしたいと思います。

指定管理者制度をとって、そしてそういうシステムの中ではそれも可能なんですよと、向こうで実際に実施している人も目の前のことでやらずにやらなくちゃならないと。予算の裏づけがないとか、どういうふうな背景の中でのこういう対応だったのか、確認いたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

今ご質問あった修繕の費用の予算づけということになりますが、まず、当初予算ではある程度の予算は見ています。通常枕予算というんですが、50万円程度は小規模の修繕に対しては対応できるように当初予算では計上しております、その額では賄えないような大きな修繕になった場合に対しては、このような補正を行うというふうに、まずルール決めております。

今回こちらの指定管理者制度というのは、やはり運営は民間なんです、施設管理は公でやるというふうな制度でございまして、基本施設管理はうちのほうで行うことになっているんですが、小規模の修繕等はやはり運営の委託しているほうでもできる、してくださいというふうなルールづくりをしています。

今回ボイラーが壊れたということで、通常のお願、指定管理で状況もお願いしている入浴とかお風呂とかたけなくなると入れなくなる可能性がありますので、まず、今回老朽化によって壊れましたので、まず一報を受けました。そちらの清和会のほうから。それで、見積もりをとって、これだけかかると。これを今やらないとやはり指定を受けている業務がとまる可能性が、必ずとまるということになりますので、そこは事前にちょっと協議をさせていただいて、小破修理、小さな修理じゃないので大きくなるので、こちらは役場のほうと協議をして、結果、施設管理、固定資産分の施設分の、じゃ町が修繕するものになるというふうな、大体打ち合わせをして、会議を持った後、財政のほうと協議をして、まずは修繕をやってもらって、今回の3月、年度末の精算ということで、これまだ例えばすぐ次にも壊れたりということ想定されますので、まずは一旦年度内中は事業者を立てかえていただいて、年度末に精算というふうなことで運用をさせていただいております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。素朴な疑問からの質問だったんですが、システム上そういうことは可能だということなんですね。言ってみれば、予算の裏づけもないのに仕事をしてしまっ

たと。これ何回かこの間あるんですが、そういうことが制度上許され、そういう背景のもとであれば許される内容のものだというふうな理解でよろしいのかどうか、責任者というか、その関係の責任者の方の専門家の。誰でもいいんだよ。責任持って答えられる人。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。それでは、責任者ではないんですけども、答弁させていただきたいと思います。

こちら、事情につきましては、今保健福祉課長のほうから説明があったとおりでございまして、この部分について当課においても相談を受けております。先ほどお話があったように、入所者の待遇にかかわることだということで、至急対応しなければならないと。ただ、当然ながら、予算措置を待っていたのでは、予算措置が済んでから施工したというのでは当然入所者の方に対して著しい不利益を与えてしまうということで、保健福祉課と清和会さんのほうでお話をいただいて、まずは、清和会さんのほうで立てかえをして、まず修繕を行うと。予算措置についてはというところでもございますけれども、それについては、実際に執行して、あと先ほど話もありましたように、ほかにも修繕等がないとも限らないというようなこともございまして、昨年度も実はエアコンか何かでこういうのがあったと思うんですけども、このような形で対応させていただいているというような形になります。

確かに議員おっしゃるとおり、本来であれば先に予算を計上してというのが我々のルールということになるんだらうなというふうには思いますけれども、ここの指定管理の部分については、ある程度このような形で、入所者の皆様のことを考えると、このような形で柔軟な対応をするのもやむを得ないのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。そういう事情、背景があった場合にはそういうことも許されるというふうに理解をしました。否定している話ではないんです。

次に、22ページの農業費、農林水産業費6款1項農業費の農地費についてですが、この農業用施設維持管理負担金の中で、先ほど多面的機能支払い交付金事業というふうな説明があって、歳入のほうでもあるわけですが、この減額とこの事業の取り組みについて。

歳入の部分で見ると相当な減額になっているのではないかとということと、当然その財源としては事業費も大幅に減額になっている。これはどういう目的のそもそも事業で、何に対応するか。一応補助金ですから、疑問はもらえるものは100パーセント利活用するのが普通ではないかなというようなことからの疑問、素朴な疑問からの質問であります。質疑であります。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。多面的機能支払い交付金事業の目的でございますけれども、まず、農地の保全とする目的とする事業でございまして、内容につきましては、農道の草刈り、水路の泥上げなどをする事業となっております。

この事業につきましては、組織、運営団体をつくって、その団体で草刈り等をするということでございまして、今年度山元町で初年度の事業となっております。

当初予定では、対象面積を262ヘクタール、そして、組織としては、6組織ということで当初計画しておりましたけれども、各行政……、今回説明会を各行政区長さんと行政区さんのほうに説明して、この事業に参入しないかということでご説明いたしたわ

けなんでございますけれども、この事業、補助金でございますので、この事務処理とか、あと国の会計検査等がございまして、その書類の事務手続もちょっと不明確なところがあるということと、すぐ組織団体を運営して、すぐにやるということがなかなかできませんで、今年度につきましては、実績といたしまして、262ヘクタールに対しまして24.4ヘクタールで2団体ということで実績上やっております。

そういう状況の中、ちょっと初年度ということもありまして、使いづらいというか、やりにくいということもありまして、このような状況になりました。

結果的に減額が生じたわけですがけれども、今後来年度に向かって、その説明の仕方とか、今までちょっと補足的な内容につきましては、ことしやった2団体のほかにもお話をしております、来年度はもっと利用できるような方向で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この助成金が有効にというか、現実的なものになっているのかどうかは別として、こういったものは、やっぱり逆に言うと有効活用すべきではないかと。そのためのやっぱり取り組みの強化といいますか、が必要になってくるのではないかと。あるいは、そういった取り組みが求められるということを目指しまして、次に移ります。

次は、先ほど出てきましたのはいいことにします。

あと、26ページの都市計画費、8款土木費6項都市計画費の復興推進費の中の負担金補助関係、先ほど防災集団移転促進事業、崖地あるいは津波被災住宅再建支援事業の大幅な減の説明があったわけですが、先ほどの説明では1、2種移転の翌年度へといったような説明もあったのかなと。この辺の説明、しっかりとしてもらわないと、もう一緒くたというか、一体どこ……、大体想像すると宮城病院周辺地区のことなのかなというふうに思うんですが、もしそうだとすれば、最初からこういう言葉じゃなくて、具体的に説明すべきだと思います。私の一般質問の中でも途中でちゃんと補正あるよなんていうけれども、みんなそこに隠れてあらわれてくる時には、もう最後のほうになって、道合地区の云々かんぬんとか、当初に全く入っていない。入れるんだったら入れる。入れないんだったら入れない。そして、入れないんだたらば、ちゃんと大きな事業ですからね。その辺が非常に不親切な説明になっているということで、とりあえずここでそれを指摘しておいて、とりあえずその3つの内訳について確認します。どこの地区で、その内容。減額した内容について、改めて。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。まず、説明のところでは若干不足があったということにつきまして、大変おわび申し上げます。

まず、防災集団移転促進事業でございますが、こちらのほうにつきましては、災害移転促進区域であります1・2種から町内へ移転する際の移転費、あとは指定される新市街地に係る部分の利子補助を計上してございます。

当初につきましては、移転費については、町内移転ということで、344件分を計上してございますが、今実際の見込みといたしまして、新市街地に入る方の移転費としては84世帯分、あと災害公営住宅に入る世帯としては133世帯分、あと町内単独で移転される方として108世帯分ぐらいが見込まれるというような状況でございますが、当初補助基本額であります80万2,000円で計上していたわけなんですけど、実績を見ますと、約40万円ぐらいの実績になっているといったところがございまして、そち

ら部分の差分として1億7,000万円ほどこちらの移転費のほうで減額してございます。

また、利子補助につきましては、当初60世帯相当分ぐらい計上してございましたが、移転費と、あと実費補助の部分の選択制となつてございまして、今現在相談をいただいている部分といたしましては5件程度となつてございます。そのために、こちらのほうの差額分と、失礼いたしました。59件ほど相談いただいておりますが、まだ実施といたしましては、完全にお家が建って再建完了した段階で支払われるというようなところもございまして、あとまた、執行の相談の中身といたしまして、こちらのほうも600万円ぐらいの限度額で想定しておりましたが、今のところ500万円程度の利子補助になりそうだというふうなところがございまして、そちらのほうの実績等を勘案しまして、1億1,000万円ほど減額しているというような内容になってございます。

また、あと崖地近接等危険住宅の補助事業の助成金でございまして、こちらのほうにつきましては、災害危険区域の1・2種から町内へ、新市街地以外にも町内に移転した場合の利子補助を助成する制度となつてございます。

こちらのほうにつきましても当初につきましては、約40世帯分ほど想定してございました。ですが、今4月から1月までの10カ月の段階で大体相談を含めて、こちらのほうが想定5件の相談となつているといったところがございまして、こちらのほうも想定見合いの部分で5件を除きまして、今回2億1,500万円の減額というような状況となつてございます。

続きまして、あと町の独自支援であります津波被災住宅再建支援金の補助金の制度でございまして、こちらのほうにつきましても、こちらのほうは宮城病院地区を除く部分で当初予算を計上してございました。総体になりますが、各種移転費、利子補助、実費、その他もろもろ多数の項目がございまして、大体今のところの執行見込みといたしまして、40パーセントぐらいの執行になるのかなというふうなところで、残りの分につきましては、翌年度に再度予算を組み直すというところで、大変ちょっと詳細について項目が多いので、割愛させていただきますが、2億4,000万円ほどの減額となつてございます。以上でございます。

失礼いたしました。24億円となつてございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう内容こそ説明資料に書いていただければ、後々記録に残って、やった、言わないとか、よくそういう展開になるんだけれども、この辺町長含めてもせつかくこういういい資料を出しているんだから、ところがこれ見ると、今の部分にしては全く資料になっていない。説明資料になっていない。

しかも大きいんですよ。事業。何十億円という世界の、もう我々は何十億円というのはよっぽどそういう資料等々、目に見えるもので対応しないと、我々はわからないままこれを通してしまうと、後から何だ議会で認めたんだべや、文句語るなやと言われるんですから、ある人から。

こういうことは、しっかりとやっておかないと、我々も事業全体としては前に進めるためには認めなくちゃならないということは重々わかっていながらも、こういう場合だともうわからないまま了解してしまう。そういうもろもろの背景で。ところが、認めてしまうと、ほら議会で決めたことだべというふうにする人がいるというふうになるとうまくないんですよ。

我々も責任持ってこれを認めるためには、我々も十分な理解の中で認めたいんです。

そういう意味では、今の説明ではちょっとわかりづらいです。ただ、ですから、今の説明された中では、翌年度に繰り越すものと事業の遅れということですね。それから、見込みどおりじゃなかった、幸いに80万円が40万円に、800万円が400万円だっけ、想定したよりも安く上がったということでの減額ということ、これは喜ばしいというか、これは評価、そういうので評価どうのこうのということはないけれども、そういったものがわかれば、あなるほどこの事業こういう状況になっているんだなど。さらには、少々事業遅れても翌年度また保障されるんだな。こういう内容で保障されるなとなれば、この部分についてはこれは前に送りで進めることはできるんですよ。

はっきり言って、このくらい大きな減額は、3万円、5万円の世界じゃないんですよ。何十億円の世界ですから、それを認めると言われた場合に、我々はやっぱりその内容もしっかりと把握していないと、理解しないとなかなか難しい。

今先ほど説明されたように、半分ぐらいしか理解できないんだけど、そんな悪質な内容のものではないと。ただ、事業の遅れというのがちょっと目立つのかなというふうな部分を感じるわけですが、そんな受けとめ方をしました。

その辺については、今後しっかりとしてほしいと。どうぞ。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤議員ご指摘のとおりでございまして、私どもとしては、できるだけ今事務事業膨大になっているというふうなことで、少しでもわかりやすい形でのご説明をしなくちゃならないという、そういう問題意識のもとに基本的にこの予算書、そのものを編成を、資料作成させてもらっているという部分、それをカバーするために、このわざわざ附属資料というものをおつけしているという、そういう趣旨をもう少しここにいる管理職一同問題意識を共有していただいて、やっぱり一定以上の金額については、当然附属資料のほうに自動的に計上するんだと、そういう意識を持ってもらいたいというふうにお願いしておきます。

改めて、そういうことで、しっかりと書類のほう調製させていただいて、必要な情報を共有させていただきたいというふうに思います。大変申しわけございません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。じゃ、今後はそういうことで取り組んで対応していただきたいと思います。

次に、その下の住宅かさ上げ助成金の減額についてなんですけど、この辺の流れと理由と、一応これにつきましては、附属資料に説明されているんですけど、この附属資料の中でもちょっとまだ理解困難かなというふうなことで、改めて確認するわけですが、要するにこれも一般質問でも関連しますけれども、せっかくいい制度で条件も緩和して対応しているにもかかわらず、まだその成果があらわれていないという受けとめ方をしているんですけど、とりあえずその事実関係についてそういうことでよろしいのかどうか。

この説明では何かそうでもないような感じの説明なのかなというふうな受けとめ方をどうしてもしてしまうので、その辺の事情、背景について、要因についてわかりやすく説明していただければと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。今年度当初予算で10件の対象者を見込んでおりましたが、9月補正で40件ということで見えておりました。

それで、その金額、使いやすいようにということで、要綱的にも20センチ以上ということで、9月補正に提案させていただいた中ではございますけれども、それで、ちょ

っと町の広報等にもそれを掲載して周知したわけですが、なかなかそれが現在その件数が至っていないということがございます。

それで、実際その件数も上がっていないということで、現地調査をいたしましたところ、実際まだ再建もされていないというところもありました。実際その周知方法も少ないということで、現地再建するところで、しながら各個々にこのかさ上げ支援事業の内容も説明してきたところではございますけれども、今回新たにその支援事業にこの内容についてわかった方もおられましたし、実際建てていなかった、対象にならなかったという方々もおりましたので、実際としては今回補正で金額的に減額させていただいておりますが、その金額といたしましては、9月補正時にこの要綱の2種ですと200万円、3種ですと150万円という満額の金額掛ける対象戸数で金額を算出しておりましたが、実際今回ことし申請ありました内容につきましての実績を踏まえて、金額大体半分ぐらいになっておりました。

そういうことで、減額金額も大きくなっているということがございますけれども、今後現地調査した対象内容を踏まえて、再度その周知方法を徹底して、利用、この事業を利用できるような広報活動もしてまいりたいと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。当初見込んでいたよりも対象が少なくなる。何ぼ要件を甘くしても対象者が少なくなったというのが改めて調査してみて確認されたことだという。

それから、今回6,000万円減額、7,000万円近く減額されておるんですが、それは翌年度に繰り越すとかなんとかということではないですよ。

その結果、これはこれで一旦おさめると。改めて、今の話ではまだまだ、対象者は少なくなったけれども、まだ周知徹底すればまたそういった申請者がいると、出てくるということを確認して、次年度の当初に上げたわけですが、次年度の当初は2,000万円での設定になっているということですよ。（「はい」の声あり）

ということは、このことから何が言えるのかというと、やっぱりこれ2種、3種ですよ。とりわけ3種、2種、3種については、そういう要件をつくらなくても、つくってもつくらなくてもとりわけ3種区域についてはほとんど規制は要らないという状況になっているのではないかというふうに考える、このことから見て考えるわけですが、町長、その辺の見方についてお考え確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。我々としては、どうしても被災世帯、できるだけ多くの皆さんに制度を浸透し、活用してもらいたいというふうな思いで、最大値に近い数字を見積もらざるを得ないという側面がございますけれども、今議員ご指摘のように、一定の年数が経過し、あるいは必要な調査、確認を進める中において、必要としている世帯の割合あるいは先ほど担当課長が申しましたように、平均的な必要としている工事費用、支援額というものが判明しつつあるというふうなことでございますので、いつもご指摘のような、やはり実績に基づいた見通しを少し精査して、シビアな形での予算の計上というものに努めていく必要があるのかなというふうに受けとめているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、そういう方面で求めてわけじゃないんですが、あの辺はとりわけ3種地域は、もう安全地帯というふうになりつつあるのでは、こういう背景から見てもありつつあるのではないかということをごういった背景から確認したいということでの質問だったんですが、それはいろいろ場面ではいろいろ立場の違い、何の違い等々ありますので、その辺については改めて別な機会に確認をしたいと思います。

私は、3種区域についてはもう既に安全地帯というふうに見ていいのではないかというのをその規制も全然規制になっていないということから見れば、そういう状況に生まれ変わっているのではないかということ、というふうに受けとめております。

あとは、また別な機会がこの件についてはいろいろ議論したいというふうに思います。

次に、27ページの10款1項教育総務費の事務局費の中で委託料、13節新行政区追加に伴う通学区域マスター改修業務委託料ということで、通学区域ということが強調されているわけですが、この通学区域新行政区の通学区域というのは、どのようになったのか。どういう形でおさまっているのか確認したいと思います。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。本町の小・中学校の通学区域でございますが、規則を教育委員会で定めておりまして、各学校ごと、行政区単位での基本的な通学区域が定められているところでございます。

このたび、4月から新山下駅周辺市街地のほうではつばめの杜西とつばめの杜東という2つの行政区が設置されます。これにつきましては、行政区設置前でありまして、あそこの市街地は山下第二小学校学区ということで、規則の附則の中では取り扱いはしていたものの、改めて行政区が設置されるものですから、その行政区名で学区を定めるということで、今回システムの中のマスターの中にその学区ごとのマスターが設定されて、マスターにその行政区を入れ込むという修正が必要になったものから、今回委託料をお願いしたものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。通学区を広げたとか狭めたとか、そういうことではなくて、つばめの杜のものを新たに住所ができたから、それをそこの中に入れるというだけの話ということですね。はい、了解いたしました。

次に、同じく28ページの小学校費の扶助費、20節の増額、就学援助費の増額、65万円、これは大きい事業かなど。この時期の増額としては大きい増になっているのかなということで、この辺の推移といいますか、正直言いますともう就学援助ずっとこの間変わっていないわけですから、いなくなったか、数が対象者が多くなったか少なくなったかということで、余り大きな変化は、当初の数字で大体対応できているのかなというふうな受けとめ方があるんですが、この時期の65万円というと、1人相当な対象人数になるかと思うんだけど、その辺の背景について、要因についてお伺いいたします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。このたびの65万円の増額につきましては、15名分ほどの増額をお願いしたところでございます。

当初予定しておりましたのは145人ということでございまして、合計で160名になったものでございますが、これまでもいろいろ未申請だった保護者への申請を促したりとかということで、対象者につきましては、今回このような形で結果的には15名ほど増額になったということでご理解いただきたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。心配しているのは、新たな生活の変化、暮らしの変化で収入減につながった家庭がふえて、そしてそれがその要件の範囲になったと。収入が減というような背景ということで受けとめていいものかどうか、確認したいと思います。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議員おっしゃったように、今回は被災児童の分ということでございます。まずは、半壊以上の被災を受けたということ、罹災証明受けている方でもって、その中でも各家庭ごとの生活状況が変わったという部分でも確かにそのような増加の要因としてはあるものと理解しております。

9番（遠藤龍之君）はい。この15人というのは、新たに、従来よりも新たにふえたというふう
に受けとめていいんですかね。それ、あと調べて伝えていただければ。

次に、歳入の中で、先ほど出た繰越し、「何ページですか」の声あり）4ページで
す。繰越明許、その辺の説明あったわけですが、ちょっと余りにも多いのではないかと
いう素朴な疑問と、それぞれの説明がこれまたみんな大きい額になっているのにもかか
わらず、先ほどの口頭での説明にこれは終わっていると。例えば、先ほど来私3市街地
の関係、防災集団移転促進事業とか、津波復興拠点整備事業あるいは災害公営住宅……、
この辺の内訳が全然わかっていない。これでは。

そして、我々に別なところで説明するときは、それを今度分けて、坂元地区とか新山
下地区が何ぼとか、道合が何ぼとか、突然とそういうのがぼつぼつとあるわけですよ。
その連続性、継続性が我々にはつかめないんです。こういう形で説明されると。

そして、この金はこれは継続だから、今度次の当初の予算のどこに入ってくるのかと
か、今私自身わからないから聞いているんですけれども、多分新しい議員の皆さんはこ
のつながりと継続とか、これが次のどこの予算に出てきて、どういうふうになっている。
全く同じ表現で次の予算に示されていけば、その奥の部分についてはそこから追いかけて
いけば何度か皆さんに聞けばわかるのかなと。

ところが、言葉違っているところもありますから、こっちの事業と同じ事業の内容で
も、というのもこれまでもありますので、しかも、今回多いです。多いのは、多分歳入、
最終年度というか、事業の最終でいろいろ……、でも、事業の遅れも大きな要因として
こういうのが翌年度、さっき簡単にこの繰越明許というのがでてきて、それは災害でも
ろもろ大変だということが背景にあるのかもわかりませんが、でしたら、我々にもさっ
きから何回も言うように、わかるような形で示していただかないと、多分この部分につ
いては、次の新しい予算書のどういう、どこにどういう形で出てくるのかというのが見
えてこない。そのこのつながりが多分見えなくて、多分これからその追っかけるのに大
変だと思うの。

というようなことから、私はぜひこの部分については、少なくとも簡単にわかりやす
い分についてはあれなんです、やっぱり地方創生等々というのは新しい事業で、その
辺は今後の目玉、国も目玉なんでしょうから、その辺とか、やっぱり3市街地の大きな
部分について、分解した形で説明資料はぜひ提出していただきたいと。この社会資本総
合整備事業等々についても。と思いますが、いかがでしょうか。そういうことがしてい
ただけるのかどうか。

今ここですぐに出せとは申しません。しかし、その辺の、この、そして、この部分に
関してはということで、限定して聞くかと思うんですが、こういうことを今年もずっと
恒常化というふうなこともここではあえてそれも求めません。

しかし、これは余りにも大き過ぎる。大体これ総額で何ぼになると、何百億円って、
これ見ただけでも100億円以上の、139億円ぐらいまで、さっき説明あったね。これ
をその内容をこの1枚物で示されたって、これを認めてくださいって言われたって、
先ほども言ったけれども、簡単に認められるものでは、普通だったららないですよと。
こんな田舎町の小さな議会というのだめだな。

やっぱりその辺、我々がすんなり通せるようなということも含めて、この辺について
要求しますが、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。山元町に限らず、どこの自治体でも決められたその様式、スタイルを踏襲するというふうな部分はあるんですけども、議員ご指摘のとおり、あるいは先ほどもお答えさせてもらったとおり、やはり執行部も議会の皆さんもお互いにこの予算の中身を相当程度共有をして、その上で議決、ご判断をいただくというのがセオリーだというふうに思いますので、この復旧・復興が落ち着いた段階での取り扱い、震災前の取り扱い、いろいろ場面場面があるかというふうに思いますけれども、可能な限りわかりやすさというふうな点については、少し検討、研究をさせていただいて、できるだけご要望にお応えできるように努めていきたいなというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。つい総論的なというか、基本的なまとめということで、具体的に今回のこの部分について、この部分の全てとは言いません。やっぱり重要な部分、さっきのうんとまとまってわかりづらいようなものについては、やっぱりしかるべきというか、もうすぐにでも欲しいんだけど、ただ皆さん……、ただだから、きょうはそれが説明、本来ならばここで示せと。資料、これまでだといふそういう話があったわけですが、たびたび。そういうことは求めません。

しかし、これは早い時期にこれは示してほしいといいますのは、次回の次の当初予算にもつながるものが多数ですから、重要なあれで。だから、その資料提供をお願いしているわけですが、そういうことを受けてくださるかどうかということだけの話なんです、よろしいでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今のご趣旨を踏まえて、極力対応できるように努力させていただきたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 19 号平成 27 年度山元町一般会計補正予算（第 6 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第 7. 議案第 25 号から日程第 12. 議案第 30 号までの 6 件を一括議題とし、本案について説明を求めます。

議案第 25 号については企画財政課長後藤正樹君。

企画財政課長（後藤正樹君） はい、議長。それでは、議案第 25 号平成 28 年度山元町一般会計予算についてご説明申し上げます。黄緑色の表紙の議案書のほうをご用意いただければ

と思います。

1枚おめくりいただきまして、議案第25号平成28年度山元町一般会計予算でございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は214億7,965万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は第1表によります。

続きまして、第2条でございます。自治法の規定によりまして、債務負担行為を設定する事項、期間及び限度額につきまして定めておりまして、そちらは第2表のとおりでございます。

第3条でございます。こちらも自治法の規定によりまして、地方債の起債の目的、限度額、方法、利率等々につきまして定めておりまして、詳細は第3表でございます。

それから、第4条でございます。こちらも自治法の規定によりまして、一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものでございます。

第5条でございます。こちらも自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めているものでございます。

内容といたしましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係ります予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ということでございます。

以上が議案第25号の概要でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第26号、議案第27号及び議案第28号については、保健福祉課長桔梗俊幸君。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、ご説明いたします。

まず、黄色の表紙、こちら平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計予算書をご用意ください。こちら1枚おめくりいただければと思います。

議案第26号、平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は21億297万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、第1表によります。

続いて、第2条でございます。自治法の規定によりまして、債務負担行為を設定する事項、期間及び限度額につきまして、第2表のとおりとするものでございます。

次、第3条でございます。こちらも自治法の規定によりまして一時借入金の借り入れの最高額、こちらを1億円と定めるものでございます。

第4条でございます。こちらも地方自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めてございます。

読み上げます。第1号保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算書の説明をいたします。グレーの表紙の予算書になります。1枚おめくりいただければと思います。

議案第27号、平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、予算書でございます。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は1億6,220万2,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、第1表によります。

こちらが議案第27号の概要でございます。

続きまして、介護のほうに参ります。ピンクの表紙の予算書、こちらになります。1枚おめくりいただければと思います。

議案第28号、平成28年度山元町介護保険事業特別会計予算でございます。まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は12億6,134万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は第1表によります。

続いて、第2条でございます。地方自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めてございます。第1号保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）議案第29号、議案第30号については、上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。予算書は白色でございます。水道事業会計予算書でございます。

初めに、1ページをお開き願いたいと思います。

議案第29号平成28年度山元町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は総則であります。

第2条、業務の予定量で、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予算について申し上げます。収入第1款水道事業収益4億8,267万円。

支出第1款水道事業費4億1,999万1,000円です。

なお、営業運転資金に充てるため、震災減収対策企業債を借り入れを行います。

次に、第4条、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入第1款資本的収入1億7,575万8,000円です。

支出第1款資本的支出3億1,073万4,000円でございます。

ここで収入が支出に対して不足する資金につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び企業債などで補填するものでございます。

2ページをお開き願います。

第5条、企業債で目的、限度額、起債の方法、利率は記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものであります。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第9条、他会計からの繰り入れを定めるものであります。

第10条、棚卸資産購入限度額を2,000万円と定めるものでございます。

次に、下水道会計についてご説明申し上げます。水色の予算書でございます。議案第

30号、平成28年度山元町下水道事業会計予算でございます。

1ページの第1条、総則であります。

第2条、業務の予定量で、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予算について申し上げます。

収入第1款下水道事業収益6億7,690万3,000円でございます。

支出第1款下水道事業費5億6,592万5,000円でございます。

なお、営業運転資金に充てるため、資本費平準化債の借入れを行います。

次に、第4条、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入第1款資本的収入3億1,340万5,000円でございます。

支出第1款資本的支出5億5,879万円あります。

ここで、収入が支出に対して不足する資金につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

2ページをお開き願いたいと思います。

第5条、債務負担行為で、期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条、企業債で、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還は記載のとおりであります。

第7条、一時借入金の限度額を20億円と定めるものであります。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものであります。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第10条、他会計からの繰入金を定めるものであります。

第11条、棚卸資産購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は2時25分いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから平成28年度予算編成方針並びに議案第25号から議案第30号までの6件に関する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理して議題外にならないように、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君の質疑を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、平成28年度予算の総括質疑を行います。

あの忌まわしい大震災から5年を過ぎようとしており、今年度は復旧・復興期から再生期を経て、いよいよ本格的な後期行動計画・発展期に入るといわれていますが、町長の定例会の冒頭の説明要旨にもございましたように、昨年度は復興・再生という表

現、そしてことしは、復興創生であると説明されております。

今や国を挙げて人口減少、少子高齢化あるいは東京一極集中からの脱却、地方自治体消滅等の問題解決の対策としまして、地方創生あるいは一億総活躍社会を重点政策として打ち出してきているわけであります。

そこで、我が町では今年度の予算の中に一体このような地方創生関連の具体策、いわゆる町の消滅、そして少子高齢化、人口減少の時代、それにどう対応するつもりなのか。この予算にどんなふうに組み込んだかについてお伺いするものであります。

詳細につきましては、1点目は、復旧・復興創生関連の中で、地方創生関連予算は一体どれぐらい組んであるのか。

そして、この地方創生予算案は、よく一般に言われている、あるいは学者さんがよく言われているのが大きく分けると人口減少対策、少子高齢化対策であり、そういった意味の生活環境改善対策であり、もう一つは財務体質の強化という意味で地域経済の活性化だろうと。

私は、この地域経済活性化に対してどうこの予算で組んであるかということで、2点目は地方創生予算のうちの地域経済活性化関連予算は幾ら組んでいるか。

そして、3点目としては、地域経済活性化の予算のうち町民の所得に貢献するような予算、今年度すぐには言わず、長年時間かかるでしょうけれども、その種まきも含めて、町民の所得向上に関係するような予算を幾ら組んでおられるのか。具体的にはその3点。

そして、4点目としては、この予算の中で地方創生にも直接・間接関係あるんですが、学力向上推進や教育の質の向上に対する予算は一体どう組んでおられるのか。これは、毎年決算・予算でももうちょっと積極的に組むべきではないかということをおし上げておりましたので、その関連も含めて質問させていただきます。

それから、大綱の第2としましては、財務体質改善という意味から、自主財源の確保と、今非常に大きなテーマであろうと思います。財政運営健全化のための具体策はこの予算案にどんなふうに反映されているかという観点から、1点目、税収、いわゆる収入面からどう対策を立てているか。

それからもう一つは、支出、歳出面からどんなめり張りをつけて対策を立てているのかということをおし上げて具体的に1点は質問。

そして2点目としては、今申し上げましためり張りをつけた予算だと。めり張りをつけるんだということをおし上げておられますが、具体的な例をどういったことでどんなふうに組んだのかという基本的な考え。細かいことは、各審査、予算審査委員会でお尋ねしますで、基本的な町長あるいは教育長、あるいは副町長の考えをこの予算案にどんなふうに反映させているかという観点からお尋ねするものであります。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、平成28年度予算案の内訳とそれぞれの重点項目についての1点目、復旧・復興関連予算と地方創生関連予算は幾らか。及び2点目、地方創生予算のうち生活環境関連予算と地域経済活性化関連予算は幾らか。並びに3点目、地域経済活性化関連予算のうち町民所得の向上に直結する予算は幾らかについてですが、いずれも関連がございますので、一括してご解答いたします。

まず、復旧・復興関連予算についてですが、これは復興創生予算に対するご質問かと

と思いますが、新年度の予算総額約 2 1 4 億円のうち、復興創生予算は約 7 2 パーセントに当たる 1 5 6 億円となっております。

主な内訳につきましては、山下・坂元両新市街地に建設する地域交流センター建設事業として約 2 4 億円、津波防災危機からの移転に伴う費用等を助成する住宅再建支援事業として約 3 1 億円、2 学期からの開校に向け精力的に取り組んでいる山下第二小学校新築復旧事業として約 1 4 億円等となっております。

次に、地方創生予算についてですが、新年度予算案を含め、現在の予算については震災復興計画に基づく 5 つの重点プロジェクトに体系づけた上で、復興・創生予算と通常予算に分けて整理しており、地方創生予算という区分けは明確には行っておりませんので、ご質問のありました生活環境改善並びに地域経済活性化に関する予算につきましては、通常予算のうち特に重点的に取り組んでいるものについてご解答いたします。

まず、生活環境改善関連予算については、一昨年より開催してまいりました町民懇談会で多くのご要望のあった道路や河川、排水路の維持修繕事業について排水対策関係経費では昨年より 2, 5 0 0 万円増の約 9, 7 0 0 万円、道路関係経費では昨年より 4, 5 0 0 万円増の約 1 億 2, 8 0 0 万円を計上しております。

本件につきましては、今年度も 9 月補正予算並びに 1 2 月補正予算において一定程度予算措置させていただいたところではありますが、震災以降は復旧・復興事業に最優先で傾注せざるを得ない状況にあったことから、丘通りを中心に維持修繕箇所が山積し、長いものでは 1 0 年前にご要望いただいた箇所に対応し切れていないものも相当数ありました。

これに対応するため、新年度の予算編成に当たっては、改めて維持修繕必要箇所を調査し、特に緊急性が高い箇所から優先順位づけを行った上で、年次計画により予算計上を行ったものであります。

なお、現時点においては、今後 2 年から 3 年程度同規模の予算を計上することができれば、問題の解決につながるものと見込んでおりますが、今後の財政状況等も勘案しながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、地域経済活性化関連予算についてですが、新年度では新市街地が完成し、駅前を中心とした新たな商業圏の確立が期待されていることなどから、地域経済の活性化を後押しできるよう、商工業の振興に重点的に予算を配分しております。

主な事業としては、我が町の産業ブランド再生を図るとともに、道の駅での通年型の供給体制の整備を意識し、大豆やソバなどの振興作物の作付定着を図る振興作物産地化事業として約 2 0 0 万円、新商品の開発、販路開拓などを図るため、新たに生産者、流通業者、食品業者間のネットワーク形成を行う 6 次産業化ネットワーク活動事業として約 3 0 0 万円を計上しております。

また、経験豊かな人材の場を確保するとともに、高齢者の雇用促進を図るため、新たにシルバー人材センター設立に係る経費として約 8 0 0 万円を計上しているところであります。

さらに、平成 2 7 年度補正予算となりますが、町の有するさまざまな資源のブランド認証や情報発信、新たな振興作物の作付誘導などを行う山元町ブランド推進事業など、約 2, 9 0 0 万円を計上しております。

いずれの事業につきましても新商品開発や各種 P R 活動による販路確保など、事業者

の経営を力強くサポートする施策となっており、地域経済の活性化が図られることはもとより、雇用の促進や事業者の所得向上にもつながる取り組みであることから、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、地方創生関連交付金の活用につきましては、今議会において多メディア、多チャンネルを活用した県南エリア全体の観光PRを行う県南浜街道連携プロモーション事業など、国の補正予算による地方創生加速化交付金を活用した事業をご提案しているところではありますが、今後国から平成28年度における新型交付金の詳細が示される予定でありますので、本町におきましても国や県の動きと連携し、情報収集に努めるとともに、これらの財源確保、活用に積極的に取り組んでまいります。

次に、大綱第2、財政運営健全化のための具体策についての1点目、財政健全化に向けた税収増対策及び行革の観点から、予算案に講じた具体策についてですが、税収の見込みについては、復興事業の進捗により、徐々に回復傾向にあるものの、依然として震災前の水準には戻っていない状況が続いており、今年度に引き続き新たな歳入確保対策を模索することが喫緊の課題であると認識しております。

その一環として、新年度予算案では地域の商店街がにぎわいを取り戻し、地域経済発展を後押しできるよう、商工業の振興に重点的に予算を配分しております。

新年度予算案では、商工費において新市街地の小規模商業施設用地における商業等の集積促進などを目的に、事業者が事業の再開、もしくは展開に必要な経費への補助金や町内に事業所を新・増設した指定企業者に対して交付する用地取得奨励金及び雇用促進奨励金を計上し、立地企業への優遇拡充など、企業誘致を推進することにより、町内での雇用をふやすことで所得を拡大させ、また、投下固定資産による課税客体の増を図ることで税収増につなげてまいります。

また、行革の観点から予算案に講じた具体策並びに2点目、めり張りをつけた予算編成の具体的事例については、関連がございますので、一括してご解答いたします。

平成28年度の予算編成に当たっては、震災復興計画に係る後期行動計画や私の公約の実現を最優先としつつも、町の重点政策である子育て支援、定住促進対策のさらなる充実や町民懇談会等でいただいた道路や河川、排水路の維持修繕等のご要望、新たな町の門出を祝う復興関連イベント経費など、さまざまな行政需要に対応するため、その財源の捻出と中期財政見通しを念頭に置いた予算の平準化に最大限配慮したところであります。

具体的な取り組みとしましては、厳しい財政状況にあることを踏まえ、歳出面では経常的経費について実績に基づき削減に努めましたほか、予算の適正化を図る観点から、予備的な性質の予算の見直しを行っております。

また、施設の維持補修費や更新に係る経費につきましては、現状を確認し、優先順位を徹底することで年次計画による計画的な予算編成を心がけたところであります。

一方、歳入面については、道路整備事業等について、後年度の負担にも十分配慮しながら、地方債を最大限活用したほか、震災復興寄附金を初めとした各種寄附金についても積極的に活用し、可能な限りの財源対策を講じることで財政調整基金の取り崩し額の縮減に努めたところであります。私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）重点項目詳細（4）について、教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、平成28年度の予算案の内訳とそれぞれの重点項目についての4点目、学力向上推進や教育の質の向上に関する予算についてですが、平成28年度から新たに予算措置した事業としては、昨年9月の定例会においてご質問のありました秋田県東鳴村の教育長を招致し、町内全学校の教員及び保護者等を対象とした講演会を開催する経費3万4,000円、教育の振興のための施策に関する基本的な計画となる教育振興基本計画を新たに作成するために要する経費29万5,000円を計上しております。

また、例年計上している予算の中で学力や教育の質の向上に関する予算につきましては、良好な学級集団を形成し、学力向上につなげるため実施する級友調査、学級満足度調査の実施経費17万9,000円を計上しているほか、外国語指導助手や情報教育に係る経費、さらには特別支援教育支援員や学校図書司書補の配置に係る経費など、合わせて4,400万円ほど計上しているところであります。

なお、学力や教育の質の向上については、教員の指導力向上に期待を寄せるところが大きいことから、県総合教育センターなどが主催する各種研修会や公開研究会への参加、また、先進地視察研修を積極的に行うよう、校長会を通じて指示しているところであり、これまでも多くの教員が参加しておりますが、これらに係る経費は、全て県費負担でありますことから、予算書からは確認できない形となっております。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。

大綱第1の中で、これは1番から3番まで地方創生ということに絞って質問させていただきますが、地方創生予算について、先ほど復旧と創生で156億円と。復旧は当然災害復旧、東日本大震災の関連予算だろうと思いますが、その創生、さらに先を見た創生の予算というのは156億円のうち実際どれぐらいなのかということ、再度、大まかな、細かい細部は結構ですが、156億円のうち幾らなのかということをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。詳細まではいきませんが、概要につきましては、担当の企画財政課長のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。先ほどの町長答弁でもお答え申し上げましたとおり、現在のところ復旧・復興事業というもの、昨年度までそう呼んでいたものを国の復興創生期間という名称と合わせて復興創生というふうに言いかえてございます。

その関係もございまして、156億円というのが昨年度まででいうところの復旧・復興関連事業ということになってございまして、その156億円のうち、じゃ復興分が幾らで創生分が幾らでというのは、ちょっと私のほうとしても詳細に集計はしてございませんので、先ほどの答弁のとおり、ちょっと今のところはそういった仕分けはしていないというお答えになろうかと思えます。

1番（岩佐哲也君）はい。これだけ国が地方創生ということで平成26年度後半から取り組んで、各地方自治体とも取り組んでいるわけですね。町民も、私も当然そうなんです、地方創生にどれぐらい力入っているのかという観点で、非常に興味を持っていた。あくまでもよその例ですが、先ほど教育長から東鳴瀬村の話がありました。これは、去年の予算書、地方創生元年、積極的予算、前年比で27パーセント増という、これ東鳴瀬村の去年行ったときに教育の関係で行ったんですが、こういうことを我々産建教育常任委員会では勉強してきているんですが、いわゆる元年としてこれだけ取り上げて、町民にPRしているんですね。

ですから、町民も納得してそういうことにやりましょうと、盛り上がっているんですが、26年度から決まって、もう足かけ3年目に入ります。実質2年目ですけども、28年度。この予算案にも当然私は地方創生という関連での頭で、職員一同がこれに基づいて予算編成どうしていかうかと。町を。山元町をということで組んでいると思っていたんですが、先ほどの話ですと、地方創生関連という予算は明確に区別しておりませんというんですが、保健福祉はちゃんと地方創生関連予算は2億6,000万円とか、平成28年度トータルで3億6,400万円組んでいますよと。そのうち平成27年度は幾らで28年度は2億幾らと、6,000万円ぐらい組んでいるという、こういうふうには部門によっては地方創生と捉えて組んでいるという、そういう資料が24日に出ているんですが、今の町全体からいくと庁内ではそういうふうにとっているところがあれば、そうとっていないという、その辺の感覚といたしますか、私は一本化して、金太郎あめのように地方創生こう行くんだよという方針を示して今年度予算に組んであるのかなという解釈をしているんですが、その辺に関しては町長、どんなふうにお考えでしょうか。受けとり方といたしますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としましては、地方創生に取り組んでいないというわけではなくて、この町の置かれた状況を見据えた中で、この地方創生を捉えているということでございます。

とりもなおさず、それは今これまで取り組んできている部分、これが町としては復興・創生に値する相当な事務事業を展開してきているというふうなところが基本でございます。

議員のご指摘は、国のほうではさらにまた被災地の復興・創生とは別に、全国の地方創生を図るための重点的な予算化、それをしっかり受けとめてというふうなお話だというふうに思いますけれども、町としては、基本は前段申し上げたような状況にはございますけれども、相当程度大変な中にもこの地方創生のための新たな施策、予算というのを加味しながら、事務事業を展開しつつあるというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。十分意識して予算編成あるいは復興関連の予算編成に当たっているということは十分わかるし、あれなんですけど、ただ、復旧・復興が大事ですよ。大事でないとは申し上げていません。こういったことも含めて、さらに先を見据えて、いわゆる夢と希望を町民に持たせるためにもこういう方向でやるんですよという積極的なPRをして、その中にこういう予算、これは復興とダブってもいいと思うんですが、こういうことを組んでいるんですよという、もうちょっとうまくPRしてはどうかという思いをしますので、これはこれ以上のことは申し上げませんが、そういった意味で、各自治体ともいわゆる競争時代ですから、政策の競争時代ですから、ぜひそういう方向での進めをしていただきたいということで、これについては申し上げます。

それで、4番目の学力向上に対しては、じゃどうなのかと。これは必ずしも復興創生とは直接的な関係はありませんが、先ほど申し上げましたように、あるいは2、3日前の一般質問の中でも解答されてきました。従来と違って、こういう学力向上あるいは環境改善のためにこういう予算を組みましたよというところ一部話はいただきましたが、再度改めてその辺の中身について、こういう方針で従来と違ってこういったところに予算を組みましたというところのご説明をいただきたいと。

教育長（森 憲一君）はい。ただいま答弁申し上げました内容で、とりわけ岩佐議員からもご指摘、また、今も町長の質問のところで資料等をお見せいただきましたけれども、秋田県が学力向上でかなり頑張っているというふうなことで、議員の皆さんもご視察に行かれたと。それらを反映してぜひ教育委員会でも何らかの形をとというふうなことで、それを金額はわずか3万4,000円ということでございますけれども、わざわざその教育長さんにおいでいただくというふうな、今のところご予定にしております。

そういったところを初めとして、先ほど創生の話もちょっと出たんですけれども、私どもはこの町の地方創生総合戦略の案の中には、これも一般質問の中でちょっとお話をさせていただきましたが、スクールソーシャルワーカーというふうなもので、いじめなり不登校対策を充実していこうと。直接的な学力向上ではありませんけれども、子供たちの背景から学力向上を支援をしていくというふうな観点で、そういったものも手当てをさせていただいていると。

そのほか、ALT、外国語指導助手あるいは情報教育特別支援支援員とか、人的な手当てもかなり手当てをさせていただいているというふうに思っているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい。学力向上推進や教育の質の向上ということで、従来になかった外国語講師も含めて、従来ですと県でそういう講習会があるから、それで十分なんだというお話でしたが、やはり山元町は山元町の独自の事情があると思うし、独自の対策があっべきだと。今回そういうことで、東鳴瀬の鶴飼教育長ですか、を招待すると。これはいいと思うんですね。それは、学校の先生方も勉強になるだろうし、あるいは二部構成で、先ほど話いただきましたが、住民、保護者にも現場の話を聞くというのは非常にいいことだと。ぜひそれはやっていただきたい。

ただ、もう一つ現場に行くと授業をすると全然違います。これは。なぜこんなことを申し上げますかという、第一小学校の音楽のあれがあって、私もずっと行きましたが、あのときに質問されたけれども、生徒さんは児童生徒5年、6年生の授業でしたけれども、余り質問はしなかったんですけれども、東鳴瀬と全く違うんですね。

そういった意味も含めて、百聞は一見にしかずですから、さらに一步進んで、ぜひ現場の教育を見てこられたらどうかと。

そこでもう1点、質問、この関連でいたしますと、先ほど地方創生の話がありましたが、文科省はICT授業を取り入れるということで、非常に力を入れているんですが、今回は山元町のこの予算の中にそういったものは入っているのかどうかお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。今もちょっとお話を申し上げましたけれども、各学校ではこの予算化はとりたててしているわけではございませんけれども、それぞれ視聴覚の教育機器あるいは情報機器を駆使しながら、例えばパソコンとプロジェクターを組み合わせるとか、あるいはパソコンと電子黒板を組み合わせるとか、授業展開をするとか、そういった活用は日ごろから図ってもらっているところでございます。

また、数日前に報道ございましたけれども、近々教科書そのものがデジタル教科書にもなるということで、そういったことも少し見据えながら、いろいろしていかなければならないだろうというふうに思っておりますし、金額的に一番大きいのは、既に本町でも導入してありますパソコン教室でのパソコンのOSが今年度でサポートが終了するというふうなこともあって、これは平成28年度の予算の中で全面入れかえをするという

ふうな予定などしてバックアップをしていくというふうに考えておるところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい。ITの関連のものを補助するということだそうですが、たびたび東鳴瀬の話をして申しわけないんですが、東鳴瀬での教育の文科省でも取り入れようとしていた特徴的な事業の中に振り返り授業というのがある。授業参観で非常に衝撃的に私はというか、私は目に映ったんですが、それとあわせて思いついたのがいわゆる電子黒板を使うと。それには記録が残って、振り返り復習も含めて、これは非常に振り返りに手っ取り早いと思うんですね。あれを導入する多分我が町の教育もぐらっと子供さんは非常に興味持ちますし、前向きに乗ってくると。ぐらっと授業内容、その他も変わってくるのではないかとヒントがあそこでいただけてきたという。

それで、それらを含めて、今地方創生絡みでICTを活用すべきだという、文科省の中のトップに出てくるんですね。ICT活用事業を積極的に取り入れたらどうですかと。ですから、私らは、そういうモデル事業にももしかするとこの中に入ってくるのかなという期待を持って見ていたんですが、今後とも入っていないということならば、今後ともぜひそういったIT、ICT活用の授業ということも検討したらどうかなということ、これについては今回には入っていないという確認とれましたので、今後について検討。

大綱第2のほうに移りたいと思います。財政健全化のための具体策ということで、先ほどの説明いただきました。

地方創生のある意味では目的の一つ、環境改善、子育て、定住促進する人も町の財源がなければならないと。町の財源確保のためには、町民一人一人の所得が上がらなければならないということで、いろいろな意味でこの財政健全化に向けての所得向上、そういったものの対策はどうかというお尋ねさせていただきましたが、先ほどの商工費その他についての説明はいただきました。

ただ、それ以外で、例えば企業誘致に対する工業団地の造成費予算とか、あるいは農業で十何億円という予算をとっていますが、漁業についてはこの前申し上げましたが、211万5,000円しか予算組んでいないというアンバランスもあって、我が町は漁業でもありますし、そういう団地造成のための予算あるいは漁業に対する予算というのは、どんな考えでこの予算編成に当たられたのか、基本的なお考えをお尋ねいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には例えば漁業ですと一次産業の中をできるだけそれぞれの分野のバランスというものを心がけながらというふうな予算編成になりますけれども、漁業の場合ですと、震災後いろいろ各年次によりまして、必要な需要と申しますか、それにばらつきが少し出てきている部分もあろうかというふうに思いますが、時々需要を踏まえながら、必要な支援策を講じてきているというふうなところがございます。

議員から新たな支援策についてのご提案もありましたけれども、あのような形で、時折々の需要もしっかり受けとめながら、必要なそれぞれの分野の支援、振興策というものに努力してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい。いろいろめり張りをつけたということもあるんだろうと思いますが、将来に向けても結局は町民の所得向上がなければ税収増にもならない。いわゆる自主財源の確保という意味からすると、やはり地元の町内の産業振興に力を入れて、町民が積極的に参加できるような環境をつくるというのが大きな命題になろうかと思っておりますので、

ぜひそういった意味で、工業団地も必要でしょうし、漁業も必要。もちろん農業も必要です。

そして、そういったものをつくったものを売る土俵、いわゆる物産館、産直、交流館、人口減であれば交流人口をいかに拡大するかという予算にも腐心して、今後とも例えば補正でやる。当初組んでなければ補正でも結構ですから、今後組んでいただくということをお願いして、私の質問を終わりたいと思いますが、最後に、町長のその辺のご所見をお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の部分につきましては、かねて策定いたしました産業振興基本計画の中にもできるだけ町内でいいかかわりというんですが、循環、好循環が確保できるような、そういう振興に取り組んでいかなくちやならないなど、そういう問題意識の中でご指摘の点も踏まえて、しっかりと対応させていただきたいというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい。以上で終わります。よろしく申し上げます。

議 長（阿部 均君）1 番岩佐哲也君の質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）1 0 番高橋建夫君の質疑を許します。高橋建夫君、登壇願います。

1 0 番（高橋建夫君）はい、議長。それでは、平成28年度予算について総括質疑を行います。

一般町の中期財政見通しが平成27年度から平成30年度までの推計として公表されました。平成30年度にはこのままですと財源不足が生じて、17億1,800万円のマイナスが生じると示されております。

また、関連事項として、人口減少に伴う地方交付税のうち、普通交付税は大幅な減少が危惧されましたが、津波被災自治体へ5年間の激変緩和措置が講じられ、当面の危機は回避されました。

しかし、既にそれらを折り込んだ推計なので、いずれにしても大変厳しい状況にあることは否めないと思います。

そのような見地から、大綱1番として、財政運営について。細目の2件ですが、1つ目は、中期財政見通しと新年度予算の乖離について。要するに、中期のシミュレーションで言う平成28年度と今回組まれている新年度の乖離ですね。それについてと。

一例を挙げますと、平成28年度の推計、シミュレーションでは240億円と。それから、まさに新しい年度の一般会計の総予算が214億円と。この一例を挙げればこういう乖離ですね。これがおおよそ科目的には分かりますけれども、もうちょっとわかりやすく概略を説明願いたいというのが1件目です。

それから2つ目として、1つ目とも今後関連してくる内容ですが、市街地整備など、復興事業に伴う維持管理費の変化、推移をどう短期、中期的に捉まえているかということ、これは概略で結構ですので、お願いしたいと思います。まずは、以上お願いいたします。

議 長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。高橋建夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、財政運営面についての1点目、中期財政見通しと新年度予算の乖離についてですが、中期財政見通しにつきましては、昨年7月時点における経済情勢や地方税財政制度を前提とした上で、一定の仮定のもとで機械的に行ったものであり、当然ながら不確実性を伴うものであります。

よって、その後の事業進捗や制度改正など、さまざまな要因に加え、事業の熟度の確認や年度間の負担平準化も勘案しながら、予算査定を行うこともあり、結果として差異が発生しているところではあります。参考までに新年度予算額との比較増減について申し上げます。

まず、予算全体で比較すると、中期財政見通しでは約249億円と見込んでいたのに対して、新年度当初予算では約214億円となっており、約35億円の減となっております。

主な要因につきましては、歳出面では事業スケジュールが前倒しとなったことから、被災地域農業復興総合支援事業が約11億円の減となったほか、事業費の精査により防災集団移転促進事業で約9億円の減、そして、新山下・新坂元地区の地域交流センター事業で約12億円の減など、震災復興交付金事業の進捗、精査によるものであります。

また、歳入面については、歳出の減額に伴い、震災復興交付金繰入金や震災復興特別交付税等が減額となったほか、最終的な財源調整を行う財政調整基金については、約9億円の取り崩しと見込んでいたのに対し、中期財政見通し作成時に見込んでいなかった被災宅地等買い取り事業、町単独費分等の追加により、約11億円の取り崩しとなったところであります。

なお、中期財政見通しについては、今後申請を予定している復興交付金事業などの基金積立額を一定程度見込んでいることや、実際の予算編成においては復興交付金等の基金事業について事業進捗等を踏まえた年度間の予算組み替えを行っていることも乖離が生じる要因となっております。

この見通しとの乖離につきましては、今年度の決算状況や国・県の補正予算の動向並びに新たな行政需要等を踏まえながら、適宜見直しを図り、適切な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目、新市街地整備などの復興事業進捗に伴う維持管理費の変化についてですが、維持管理費に要する経費は、今年度当初予算では約5億円だったのに対し、新年度は約7億円と、約2億円の大幅な増加となっております。

主な要因につきましては、新たな公共施設等に伴う維持管理費として、子育て拠点施設の運営等に係る経費で約3,500万円の増、公園や買い取り宅地等の維持管理に係る経費で約4,100万円の増となったほか、町民懇談会等でご要望いただいている道路や河川、排水路の維持修繕事業等に対応するため、町道等の維持管理に係る経費が約4,500万円の増となったものであります。

今後地域交流センター等を初め、新たな公共施設の建設により、維持管理費はますます増加に転じることが想定されることから、持続可能なまちづくりを目指し、各種公共施設の集約や指定管理者制度による民間活力の活用なども含め、行政コストの縮減に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。ありがとうございます。

今の説明でその乖離については、単年度の事業の習熟度、それから各事業の明細、それから財政の調整基金の関連、それから交付金等、そういった関連からこのような内容と。

それから、維持費等については主なものを列挙していただいて、こう多くなりますよと。注意しなくてはならないものもありますよというようなことが述べられております。

それで、傾向としては、おおむねわかりました。

それで、2つほど単純に確認をさせていただきたいと思います。

1つは、新年度予算は、6月補正でも言葉で何点か補正で考えているというのが全員協議会で町長のほうから2、3点項目を上げて話がありました。それは、具体的に建築されるとかでなくても、前段取りとしての、要するに調査費用とか、委託費用とか、そういう程度なのか、いずれにしても、中期のほうには補正的なものも全部見ているんだけど、今回の単年度のほうには入っていないというのか、その辺ちょっとわかりやすく教えてほしいんですけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい。例えば先ほど来のやりとりでも出てきた中に、道の駅の調査なり委託料の関係とか、私の公約でもございますパークゴルフ場の関係などについては、当初予算のほうには計上されていないという状況がございますので、議会の皆様とのいろいろな意見交換なり確認を一定程度させていただきながら、タイムリーな形で補正という形で今後計上させていただくものも若干程度あるというふうなことでご理解いただければというふうに思います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の件、話はわかるんですけれども、私はもう一つ聞きたいのは、長期シミュレーションの中の平成28年度の中にはおおよそそういう予測値は入っているのかということをお聞きしたいんです。要するに、今年度は実際暗中模索だけでも、大体おおよそシミュレーションのほうの平成28年度には概略何億円とかっては入っているのか、入っていないのか、まずははっきりしていただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。シミュレーションの積み上げの関係についてでございますので、財政課長のほうから少し確認させていただきます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今お話しのございました道の駅とパークゴルフ場についてでございますが、まず、パークゴルフ場については1,500万円ほど、それから、道の駅につきましては、あくまでも昨年7月時点の数字ですけれども、5,000万円ほど数字としては盛り込んでおります。

この金額から察するに、具体の建設とかということではなくて、計画検討とか、そういう前段階の準備の経費ということで担当課のほうで見込んでシミュレーションを組んだということでございます。以上です。

10番（高橋建夫君）はい、議長。そうしますと、再度確認ですけれども、それは新年度でも中期の平成28年度でもしっかりした予算はこれから加わるということですよ。そういうことでの理解でよろしいですね。

例えば、今言ったようなものに10億円かかるかというの、こっちの中期のほうにも入っていないということですよ。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。お答え申し上げます。

シミュレーションの前提条件としては、平成27年度から30年度までに負担するといえますか、支出するという形で組んでおります。

ですので、事業によっては本来例えば10億円、20億円かかるような代物であっても、30年度までについては、その前段階の、例えば用地買収でとどまるんだというような想定を各課のほうでしていれば、その後の建設費とかというのは、今のシミュレーションでは見込んでいないという形になろうかと思えます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。済みません。ちょっと私の質問の仕方が悪かったですけれど

も、中期のほうは当然平成28年度も同じですよ。新年度、今回の予算も。まずは、29年度とか30年度かには今言った道の駅とかパークゴルフ場とかというのは内容的に入っているのかという、そういう聞き方をしたかったですけれども。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。パークゴルフ場、それから道の駅についても一定程度のもは見込んでおります。以上でございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。もう一つ確認したいんですけども、そうしますと、先ほど言ったような事情で乖離が生じていると。だけれども、29年度から30年度通年通していけば、おおむね厳しく見ても柔らかく見てもおおむね今の状態のままで見た場合には、そんなにはぶれはないという、そういう理解でよろしいですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。多分要は、今回乖離が出ているので、それが中期見通しにそもそも根底から覆ることはないのかというところの確認だというふうに考えますが、結論から申し上げますと、それは余り乖離というか、そもそもの根底が崩れるというようなことは考えておりません。

ただ、先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、ある程度一定の条件に基づいて機械的に試算を行っているということで、その場面場面を捉えてみれば、当然先ほど申し上げたさまざまな事由によってずれが生じるということは当然でございます。

そういったこともありますので、我々これを発表するときには、1年ごとに見直しをかけるというお話をしておりますし、そのタイミング、本来であれば当初予算が編成直後とかというのは、大きな県とか市町村で出したりもしていますけれども、ちょっと我々のほうではそれはできないので、去年ちょうど決算が終わったタイミングで出しているものですから、来年度ということになりますけれども、来年度も決算が終わったタイミングでのお示しという形になるかと思いますが、そのような形で検証をしていながら、精度の高いものにしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。おおむね傾向としてはわかりました。

しからば、これから考え方としては、短期でも長期でも出ざるを制するというか、そういう努力をすれば考え方としては、30年度には17億円のマイナスといってもできるだけそれを縮めていくという努力は可能だという考え方に前提に立つと、そういう見地から2、3具体的に事例を出しながら、ちょっと質疑をさせていただきたいというふうに思います。

町長の施政方針の中に、人口減少対策や新たな公共公益施設の維持管理等に多額の財政出動が今後見込まれるという説明があります。一例を挙げれば、新山下・新坂元に地域交流センター、これができますけれども、先ほどの解答書の中でも鋭意整理をされてここまで下げたという努力の結果なんだろうと思いますが、ただ、単純に客観的に見ますと、これから予定されている新庁舎、役場、その建設費用に対して幾ら2カ所で交流センターを建てるといっても、この24億円、結果的に今の段階で24億円と言われているんですが、これは今後の維持費等も含めて慎重に歩み出して建設していかないとだめな事項の一つではないのかなと。大切な事項の一つでないのかなと思うんですが、この辺の予算規模について、どのように捉えているかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。2つの交流センターにつきましては、震災後のまちづくり、市街地整備の中で津波復興拠点整備事業という、新たな事業ができて、それを活用し

ていざというときの避難所運営、そしてまた、平時には町民の方々の交流センターと、そういうふうな形で整備を進めてきたというふうなことでございますけれども、これらについては、あればいいというふうなものではなくて、町にとって本当に必要なもの、あるいは町にとって必要なものというのは非常時も含めて必要な避難所運営なり、防災体制を敷くことが可能なような、その辺の度合いを相当程度勘案しながら施設の規模なり建設費を想定しながら取り組んできているというようなところがございます。

いずれにしても、いろいろな場面でお話しさせてもらっていますけれども、町にとってやはり必要なといいますか、身の丈に合った規模、内容にすべきだというようなところを大事にしながら取り組んできたつもりでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。今の件、再度検討してもらいたんですが、ただ単純に下げろと言っているんじゃないで、しっかりした自家発電とか、内蔵しているわけですよ。それから察するに、例えば中期的には公民館的な使用方法とか考えられているんじゃないのかなど。そういう意味では、中途半端なことはできないというふうには察せられますけれども、やっぱり今町長が言われたように、まずこれから維持費もかかるわけですから、その辺を再度精査していただきたいということで、この件は次に移らせていただきます。

それから、先ほど町長のほうから出ましたパークゴルフ、これは来年度予算というよりも関連性があるという意味でお話しさせてもらうんですが、公約の事項でもありますから、やらなければならない事項なんだろうと思いますけれども、本当に実現に意欲があれば、新たに買い上げる、町が買い上げる被災地ありましたね。そういったものを活用して、要するに土地の調達コストをできるだけ安くするとか、それから、公園やスポーツゾーンに集約して、駐車場とか公衆トイレとか、草刈りとか、そういったものを効率的に行って削減していくということが非常に大切なことではないかなと思うんですけども、今回の提示された議案の中に添付されてきている土地利用マスタープランというのにはまさしくそのような内容が描かれているんですよ。

というのは、これは相当の意思を込めて、やっぱり私が今言ったような方向で検討していくという方向なのかどうか、ここで意思を表明していただきたいなと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、土地利用のマスタープランということでございますが、確かにマスタープランの中にはその部分が盛り込まれているという事実関係がございます。

土地利用については、760ヘクタールでの農地整備事業を中心とした土地の整序化というふうなこと、もちろんその中には防災集団移転事業でもとの宅地を買い取らせていただいた土地の有効活用というふうな側面もありまして、マスタープランを作らせてもらっているという経過がございます。

あの、このマスタープランもしかりでございますけれども、その時点では一定のものをつくり上げてきているという部分はございますけれども、じゃその精度とといいますか、熟度とといいますか、そういう点でどの程度の検討なりオーソライズしてきているのかという点につきましては、必ずしも100パーセントに近い形での精査検討にはなっていない部分もございます。

いわゆるマスタープランでございますので、基本的な概略設計とといいますか、概略プランとといいますか、そういう側面もなきにしもあらずというふうな部分もございます。

いずれにしても、必要なものを整備するときには、議員ご指摘のとおり、費用負担の

面であるとか、利用者の動線といいますか、いろいろな側面を加味しながら、最終的にどこにどうあるべきかというのを精査していかなくちやならないというふうな、そういう問題意識は大いに持っているところでございますので、必要な政治検討を加えながら、公約なり、あるいは必要な施設を整備していければなというふうに考えてございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。このパークゴルフ、私はせっかくこうした基本的なマスタープランがあるのであれば、やっぱり尊重していくべきでないのかなというの、そういう思いがまず1つです。

それから2つ目は、今産建教育委員会のほうでこの項目はまさに調査事項になっているんですよね。あと報告、この議会中に提出するようになるんですけれども、ただ、問題は、まず立地から含めて予算、財源というのが問題なわけですよね。

せっかく町がとって、有効に使える、維持費も除草を初め公衆トイレ、それから駐車場含めて効率よく運営していくことができるということが私ほうんと大切なんじゃないかなと思いますので、この点、ずっと突っ込んでいくと通告外になってしまいますので、とりあえずきょうはこの辺で、いずれ機会があったらお話ししたいなというふうに思っております。

それからもう一つは、中期的な、これから絡んでいくことなんですが、公共施設に関して、スクラップアンドビルドという言葉がよく提示されています。要は、古くなって寿命がないから壊して新しく建てかえるという考え方ですね。これも復興にとっては非常に大切なことなんですけれども、既存の施設、これらを復興の動きと伴って有効に活用していく機会がこれからずっと長期間にわたって、私はいろいろな学校の問題等も全部含めて出てくるんじゃないのかなと思っているんですけれども、そういったストックマネジメント計画というのが、それは今すぐじゃなくても徐々に復興とともにそういうような整理の仕方をしていくというようなことをお考えになっているかどうかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねの部分につきましては、国のほうからの指導もございまして、公共施設等の維持管理に関する基本的な調査を新年度の中で取り組む予定になってございますので、そういう計画をしっかりとつくりながら、いわゆる少しでも長寿命化できるような、そういう取り組みをしっかりと取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

10番（高橋建夫君）はい、議長。これで私最後にしたいと思っておりますけれども、都市機能の集約は公共のインフラ整備、これをやって維持費を節約するというのが一番の狙いではないのかなと思っておりますけれども、この公共施設の、先ほど一例を挙げた交流センター、こういった建設規模とか、維持費、これが今後大きな課題になってくるのではないかなと。課題であると同時に、しっかり努力すれば効果の上がる内容でもあるのではないかなと。

そういうことをみんなで努力して、これが本当のチーム山元じゃないのかなと私は思っているんですけれども、そういうような努力を惜しまず、各分野で努力されて、町民の皆様が安心される財政運営であることを念じて私の総括質疑を終わりにしたいと思います。

議長（阿部均君）10番高橋建夫君の質疑を終わります。

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時45分といたします。

午後 3 時 3 3 分 休 憩

午後 3 時 4 5 分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）9 番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、ただいま提案されております山元町一般会計予算の中から 3 件にわたって総括質疑を行うものであります。

1 件目は、一般会計の中の地域交流センター建設事業についてであります。

新市街地、新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区内に地域交流センターの建設をそれぞれ 1 6 億 2、6 6 4 万 9、0 0 0 円、7 億 8、1 6 2 万 4、0 0 0 円の予算で計画が予定されておりますが、その取り組みについてお伺いいたします。

2 件目は、一般会計の中のシルバー人材センター設立事業についてであります。

当初予算に高齢者雇用安定法に基づくシルバー人材センター設置のための準備経費及び設立後にかかる必要な経費として予算措置されておりますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

3 件目は、町財政についてであります。

1 点目は、町で示している財政運営状況の考え方についてであります。

2 点目は、政府予算案の影響が町の予算案にどのように反映しているかについてお伺いいたします。

3 点目は、一般財源総額に変化はないか。

4 点目は、復興関連事業への一般財源の使用状況についてお伺いいたします。

5 点目は、地方創生推進交付金の申請に向けた対応についてお伺いいたします。

以上、3 件について総括質疑を行うものであります。

議 長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、地域交流センター建設事業についてですが、当センターは、災害時には防災拠点として、また、平常時には地域交流拠点としての機能を持つ施設として、山下・坂元両新市街地内に整備を計画したものであり、現在は実施計画がおおむね完了する段階にあります。

実施設計が完了するに当たり、これまで議員各位を初め、地域の方々への説明会等を通じて配置計画や利活用など、さまざまなご意見を頂戴し、設計に取り入れられるものは可能な範囲で取り入れられるよう努力してきたところであります。

また、心配される財源の確保については、一般財源の出動を極力抑える必要があることから、復興庁との協議を重ねながら、工期の内示を得て、山下・坂元地区にそれぞれ関連する経費を平成 2 8 年度一般会計当初予算に計上したものであります。

今後実施設計の成果を踏まえ、工事の発注事務を進めることとなりますが、現在の見通しとしては、ことし 6 月を目途に工事請負契約を締結し、2 9 年の夏ごろには工事を竣工させる予定であります。

なお、供用開始の時期については、平成 2 9 年の秋を想定していますが、住民サービスに直結する管理運営方法等の決定については、新年度の早い段階には方向性を見定め、

子供から高齢者まで誰もが利用しやすく、地域の方々に親しんでいただける施設になるよう、鋭意努めてまいります。

次に大綱第2、シルバー人材センター設立事業についてですが、高齢者雇用安定法に基づく一般社団法人のシルバー人材センターの設立に向け、臨時職員の人件費や法人設立登記費、準備委員会の委員謝金などの法人設立のための経費と設立後の業務で必要になる草刈り機や脚立などの備品購入費を計上しております。

今後の取り組みにつきましては、ことし1月に設立した設立準備委員会において規約、組織などについて詳細に検討し、10月ごろには法人を立ち上げ、業務を開始したいと考えております。

また、センターの当初規模としましては、会員数180名程度、業務量としては月平均500人以上の仕事の確保できるよう、会員募集や業務の確保について努力してまいります。

次に大綱第3、一般会計、町財政についての1点目、町で示している財政運営状況の考え方についてですが、主な財政指標や財政健全化判断指標は、これまでの着実かつ継続的な行財政改革の取り組みや東日本大震災に関連した国の手厚い財政措置により、現在のところは大きな影響は見られませんが、歳入面では町税収入は復興事業の進捗等により、徐々に回復傾向にあるものの、依然として震災前の水準まで回復しないものと見込んでおります。

一方、歳出面では、集中復興期間終了に伴う新たな地方負担の発生や新たな公共施設に係る維持管理費の増嵩が見込まれるなど、今後とも厳しい財政運営が継続するものと見込んでおります。

次に2点目、政府予算案の影響をどのように予算案に反映したかについてですが、国の平成28年度の予算のポイントとして経済再生と財政健全化の両立が掲げられておりますが、本町において同方針に基づき、新年度の予算に計上している事業について、新規事業を中心にご紹介いたします。

復興関連事業につきましては、復興整備の進展に伴い生じる課題に的確に対応するため、新年度も引き続き復興交付金や社会資本整備総合交付金、復興枠を最大限活用し、計上しております。

被災者支援事業につきましては、被災者支援の充実強化のため拡充された被災者支援総合交付金を活用することでりんごラジオの運営経費を財源措置し、新年度も引き続き被災者の皆様に復興事業の進捗状況を中心とした各種行政情報等をお届けできる体制を整備いたしました。

また、国土強靱化に関する取り組みとしては、事前の防災・減災対策の充実を図るため、今年度も引き続き継続されることとなった緊急防災・減災事業債を活用し、老朽化した屋外子局の更新と戸別受信機を購入し、各世帯に無償貸与する防災行政無線更新事業を計上し、災害時における町民への迅速かつ確実な情報提供手段を確保したところがあります。

また、教育の質向上に向けた取り組みとして、近年社会問題化しているいじめや不登校などの課題に対応するため、国のスクールソーシャルワーカー活用事業委託金を活用し、教育相談体制の充実に努めたところがあります。

次に3点目、一般財源総額の変化についてですが、町税、各種譲与税及び震災復興特

別交付税を除く地方交付税等の一般財源総額は、平成27年度当初予算では約37億円であったのに対し、新年度予算案では約40億円となっており、約3億円の増となっております。

主な増額要因としては、復興の進捗により回復傾向にある町税が約3,000万円の増、景気回復の影響により地方消費税交付金が約2,000万円の増、普通交付税が約3億円の増となっております。

なお、平成27年度の普通交付税につきましては、平成26年度の算定結果をもとに地方財政計画が示す伸び率を考慮して積算しておりましたが、総選挙の実施により、国の予算編成が遅れたことから、結果として過少な見積もりとなったものであります。

次に4点目、復興関連事業の一般財源の状況についてですが、復興創生予算約156億円のうち、一般財源につきましては、約7億円となっております。

主な内訳を申し上げますと、山下第二小学校新築復旧事業における補助対象外経費として約2億9,000万円、被災者支援の拡充と被災跡地の正常化を図るため、防災集団移転促進事業では対象とされていない雑種地やいぐねなどの土地を買い取る被災地の買い取り事業、町単独分として約1億4,000万円、新市街地商業用地に出店する町内事業者等を支援する新市街地商業施設立地支援事業として約8,000万円となっております。

次に5点目、地方創生推進交付金の申請に向けた対応についてですが、地方創生関連交付金の活用につきましては、今議会において国の平成27年度補正予算による地方創生加速化交付金を活用した事業をご提案しているところではありますが、今後国から平成28年度における地方創生の進化のための新型交付金、いわゆる地方創生推進交付金の詳細が示される予定でありますので、本町におきましても国や県の動きと連携し、情報収集に努めるとともに、これらの交付金を活用し、地方創生関連事業の財源確保に取り組んでまいります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目の地域交流センター建設事業についてなんですが、先ほども質疑の中で出てきておりますが、必要とする規模、面積の根拠についてということなんですが、この際この面積にする上で根拠としたものとして挙げられております避難対象地域あるいは避難数をどう推計してこの面積が求められたのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な内容でございますので、当時担当やった事業計画室長のほうからご説明をさせていただきます。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。この施設の規模につきましては、津波防災施設、機能として必要となる避難施設の面積がベースになっているというものでございます。

その算定なんですけれども、基本的には今次の大震災によります津波の浸水範囲を避難対象地域といたしまして、ここに住まわれている方を帰宅困難者として考える。また、公園の利用者の数から避難数を算定している。また、漁業者、サーフィン、JRの利用者等々を根拠にしてこの面積を決めているというところでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。聞いているのは、具体的な数字を聞いている。ちゃんと前回もそういうことで……、まあいいです。いいですというか、まだ時間ももったいないから、以前の説明では780人、今言った根拠の中から数字的には780人ということをお示しされております。

その掛けることの2で1, 560平方メートルというようなことで、この避難スペースとしての面積としてはこれが必要だということで、それが根拠になっているということでありました。

そういうことでよろしいですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。今議員のおっしゃったとおり、新山下の防災拠点、交流センターにつきましては、避難人数780人を想定しまして1, 560平方メートルの避難スペースを確保するという考えで基本計画を立てております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい。そもそもの考えなんですけど、この施設については、防災拠点施設ということで復興計画なり、その当時の議論からそういうことで進められてきた計画と。避難タワー等々、もろもろいろいろな避難に対しての施設等々、いろいろ考えられて検討されてきて、その結果ここに至ったというふうなことだと受けとめておりますが、しからば、避難スペース1, 560平方メートルと。最低これ、780というのも本当に根拠のある数字かどうかというのは今後検討の課題になるかと私は思っているわけですが、そうすると、この避難スペースの1, 560平方メートルというのが基本で、そこからいろいろ前に進んでいくのかなというふうな考えになるのかなと思うわけですが、私はそう思うわけですが、実際は4, 000平方メートル、4, 030平方メートルですか、その前は4, 800平方メートルというようなことでこの建設事業は取り組んできた経緯があります。そうした中でいろいろ検討重ねた結果、4, 000平方メートルまで引き下げたということになっているわけですが、私はそれでもそのスペースが必要なのかなのかという疑問から今確認しているわけですが、今とりあえず避難者数が780人ということで設定しているわけですが、自然に素直に素朴に普通に考えたときに、そして、この780人の対象区域、避難対象区域というのは花釜、牛橋、その浜通りあるいは先ほど話しておられた浜で仕事をしておられる方あるいは遊んでおられる方、そういうのを勘案して780人というのを推計したかと思うんですが、そうした方々は、そういう事態が起きればこの前の地震、何よりも如実に示しているかと思うんですが、皆さん高台に逃げます。まず。とりわけ経験者は。そうすると、まさかその交流拠点の東側に新市街地に住んでいる人の中で東のほうに住んでいる方々が海のほうに向かって逃げるかと考えたときに、私はほとんどいないのではないかなと。そういう方々は、上に逃げる。

それから、もう立派なというか、その当時になれば、その当時というか、でき上がればそれぞれ避難路というのが整備されて、避難路ができ上がる。その避難路を通して、誰もがその今構想されている、予定されている避難施設に向かうかといったら、私は誰もがほとんどの人がまずは上に逃げると。その中で、逃げ遅れたというか、もろもろ、後がないという人たちは一番近いところということで、新しくできた避難施設に向かうのかなというふうなことが考えられるわけですが、ということも考えると、この780人の根拠というのは果たして正確な数字として見られる数字なのかなというふうに思いますが、そういうふう考えたときに、これは私の率直な疑問ということなんですけど、そういう話があったときに、いやそれは違う。やっぱりこれはこの780人というのは非常に科学的な根拠を持つ数字だから、この面積は最低必要なんだということだろうと思うんですが、その辺改めて本当にそういうことなんですかということをご確認させていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに遠藤議員ご指摘の点も、特にこの震災から5年もたったこの時点で捉えた場合は、いろいろと問題点も出てこようかなというふうな思いもいたします。

一方で、災害危険区域3種の取り扱いでもいろいろとやりとりさせていただきましたが、防災対策、安全対策を講じていく立場とすると、その辺の前後関係、兼ね合いをどういう形で捉えるべきかというのは非常にまた悩ましい側面もございまして、どういう非常事態を想定した中で必要な体制を整えていくかというのは、なかなか100パーセントすばっと割り切る答えを見出しにくいのが厳しいところかなというふうに思います。

先ほど櫻井室長も申しましたように、やはり一定の範囲で一定の皆様の活動を念頭に置いて、ある程度の人数をそれをカバーをせざるを得ないという側面、仮に極端な話を申し上げますと最初から小さい面積で想定しますと、それはそれでまた別な議論も出たりするわけでございます。いずれにしても、そこの兼ね合いをどこで落ち着かせるかというのが非常に難しい問題だというふうな部分。しかし、やはり施設でございますので、これからのできた後の将来的な維持管理というものもしっかり考えてやっていかないとまずいなというふうな問題意識は持っているということでご理解いただきたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい。少しでも安全・安心といたしますか、保障するためということで、この数字必要であれば、私はこの数字であるいは進めて私はいいと思います。

しかし、その数字、避難スペース、そうした最大といたしますか、安心を持ったこの数字、こういった人たちを保障するために必要な面積は1,560平方メートルと。逆に言うと1,560平方メートルあればこの方々の安全は保障できるというふうになるわけです。理論上。

しかるに、この地域交流センターの建設の面積は4,000平方メートルを超えているというところに疑問がまだ残ると。この間財政問題、いろいろな方々が追求といたしますか、確認しているようですが、やはりその際の将来的な財政運営、将来の財政のほうからも指摘されている。あるいは懸念されている今後の維持管理について、相当その懸念を示しているということからも考えたときに、この部分についてはもっと詳細に精査して、まさに町長が強調する身の丈の施設、そういったものに合った施設にするべきではないかという、とりあえず疑問を持っております。

今進められているのは4,000平方メートル規模の山下、さっきの、山下地区に特化して私質問していますから、4,000平方メートル必要なのかという疑問に移るわけでありまして。

ちなみに、前回の質問のときに中央公民館が主で、こちらは分館という明確な解答を得ております。その際にも確認したわけでありまして、じゃ、今現在の中央公民館の利用状況はどうなっているかと。前回も明確に説明されましたが、改めて確認したいと思います。

教育長（森 憲一君）はい。中央公民館現在年間約1万4,500の利用者がございます。失礼しました。坂元での数字で大変恐縮しました。中央公民館は4万5,204人です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これ、前回確認しているんですが、平成26年年間の入館者数は、この前確認したので、じゃ1日でどのくらいかという数字に関しては、1日中央公民館で126名で、件数にすると4件。坂公では56.8人で件数にすると2.7件という通常の利用状況になっているという報告がなされたわけですが、それでよろしいか

どうか確認いたします。

教育長（森 憲一君）はい。そのとおりでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしたときに、今後新しい、今我々に説明をされている山下地区の地域交流センターの規模というのは、前回は確認しているところですが、少なくとも会議室だけで見ますと、その3、4倍の規模になっていると。面積でも。

それから、ホール、ロビーじゃなくて、大ホールも現在あるより、一番最初出てきたときは相当な面積だったんですが、いろいろ指摘があって、ようやく大体同規模の面積のホールができ上がるというような内容のものになっています。

そして、これらがこの地域交流センターが開設すると同時並行で同じ規模の、分館のほうが大きいんですが、同時に開放されるというふうに考えたときに、こっちの新山下駅、交流センターのほうの利用状況をどう推計しているのか。した結果、ああいう面積に、あるいは施設の内容にしたのか確認します。

教育長（森 憲一君）はい。先ほどお話ししましたけれども、中央公民館年間4万5,000人ということでございますけれども、その教育委員会はあくまでも先ほど来出ておりますように、避難者数で割り出した施設が建設をされると。そのでき上がったものをいろいろなほかの、例えば牛橋公園であるとか、それと同じように、ほかの課でつくった、失礼な言い方ですけども、ものを実際の運営はどうしても公民館的な運営にならざるを得ないということで、教育委員会がそれを承るであろうという前提のもとに、いろいろ考えているところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことですね。

ですから、先ほど確認したんですが、今避難者数でというふうなお話がありましたが、その避難者数で対応できるスペースは1,560平方メートルなんです。ところが、実際にでき上がる施設は4,000平方メートルを超えるものになっていると。そして、その内容内訳が会議室が4つあったり、今現在は130平方メートルのあの会議室が1つだけというものに対して新山下駅の交流センターについては4つ、和室も含めると、それを含めて4つなのかな。その辺は……。一つ一つの部屋のスペースがそもそも今の山下、中央公民館にあるのとほぼ同様、ほぼといっても半分ぐらい。最初は大きかったんですが、という施設の内容になっているんですよ。

本来ならば、今の教育長の話から言うならば、逆に言うところの1,560平方メートルの中での施設の内容になるのかなと。少なくとも1,560、そうはいつでもというふうなことで、2,000平方メートルでもおまけしてもというようなことに行き着くわけですが、その辺の関係についてどのような検討がなされてきたのか。検討の結果こうなったのであれば、それはそれであって、どのような検討がどのようなメンバーの中で最終的にこの案がほぼ固まった中身になったのかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。まず、この事業の取り組みについて、少しおさらいをさせていただきますと、センターの検討については24年度から始めておりましたが、その検討の中ではまだこの財源のめどが立っていないというふうなことが大きな問題になっております。その後国のほうで国土交通省のほうで先ほどご紹介した津波復興拠点整備事業の創設をされたというふうなことがあって、いわゆる公共施設の整備の補助メニューが充実されたというふうなことで、それを活用して取り組もうというふうなところから始まって、交付金が認められたと。

先ほど櫻井室長のほうからご紹介したように、ブロックプランを作成をしまして、それをもとに復興庁との協議を開始して、設計、施工なり管理費なりの工事費の交付金の決定を受けているというふうなことでございます。

その際にも施設面積の縮小検討を指示されたというふうな経緯もございまして、関係各課で検討をしまして、レイアウトの見直しあるいはエントランスホールの共有スペースの縮小なり、先ほどご指摘、ご案内いただいた会議室の数、これの削減というふうなことで施設のスリム化を行って、復興庁に報告をしてきているということでございます。

また、その過程で、その後産建常任委員会のほうにもブロックプランなり、補助金の確保についてご説明をさせていただき、26年度については坂元もそうでしたけれども、まちづくり協議会のほうに対しまして基本的な内容を説明し、ご意見をいただきながら管理のあり方などの検討を行い、さらに27年度に入って再度施設面積の見直しを実施して、基本設計あるいは実施設計に着手できるようになったことから、去年の8月の特別委員会において報告をさせていただいたというふうなところでございます。

なお、私としましても、この検討の過程におきまして、再三にわたり規模のありようというのを縮小すべきだというふうなことで指示を繰り返ししてきた中で、当初のブロックプランは26年3月時点ですと4,860平方メートルございましたけれども、現段階では3,822ということで、約1,000平方メートルほどスリム化、面積の縮小というふうなところで検討をしてきたというところをあわせてご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

どうしてもせつかくの制度なものですから、この機会にというふうな思いがややもすると出がちでございますけれども、やはり山下の場合は、中央公民館との関係もございまして、その辺は慎重にやりましょうというふうなことで、必要な検討を重ねてきて今日に至っているというふうなところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい。そもそもという話でしたので、そもそもがやっぱり明確でなかったのではないかと。そこから中途半端という大変失礼な表現なんですけど、そういったものも表に出してしまった。出してしまえば、やっぱり町民、我々も含めてなんですけど、やっぱりこういった豪華な、今までなかったような施設というのは町民は求めます。私も求めます。そういういろいろ活動している状況の中で、そういった立派なものは必要なことは重々わかっての話なんですけど、しかし、もろもろみんな本当に身の丈に合ったというか、じゃ今のこの公民館をどうするのかとか、もし本気になってそれやるんだったらもっと徹底したもっと内容のいいもの、そういうことになれば、私はもっと必要なものであるならば、もっと規模が大きくてもいいと私は思っています。考えというか。

でも、そのそもそもが非常に我々に提起するときにそもそも提起するときに、非常に弱いものといいますか、があったのではないかと。そもそもブロックプランをどういう位置づけでつくったのか。これはオオバさんがつくったようななんですけど、オオバさんがじゃどういう目線でといいますか、頭でつくったのか。その際に十分に皆さんの声を生かしながら、地元の声も生かしながら、そういったものも生かしながらの、十分にオオバさんのプランに入っていたのかどうかということについての疑問も残ってくるわけなんです。

その結果、今3千何百と言いましたが、3回ぐらいやっぱり、2回ぐらい縮小してい

るのかな。そういう意味では。4千何ぼになって、あと3千、その辺の努力は評価しますが、じゃといってもやっぱり先ほど来言ったような形でいったときに、この施設というのは身の丈に合ったものになっているのか。

その前に出た、だから先ほど確認したかったんですが、じゃこの新施設の利用状況をどう推計するかということについては、まだ明確なお話いただいていないんですが、私逆だと思うんですね。こういう施設をつくる際にはそういったものがあって、そして、こういった利用状況に間に合うための施設をとというふうなのが流れ、考えの流れになるのではないかと思うんですが、そういうことも含めて、先ほどどのような検討がなされてこういう結果になったのかという意味で質問したわけなんです、その辺がもう前回からなかなか見えてこない。

今現在、そしてこれ26年度の利用状況が今の中央公民館なり、あるいはここは先ほど言いました1日126人、件数でいうと4件、これ単純に考えると、割ることの2ですと、新しい施設は1日4件、2件の利用、十数人の利用ということになるのかなと。

今までいろいろな数値が出てこないから、今ある数字で私は想像、憶測の世界で言っている数字ですから、そうすると、そういう人数にそういう利用状況の中に見合ったこの施設ということになるのかなという、さらなる疑問が生まれてくるわけなんです、その辺についていかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。この必要な居室面積なり、部屋の機能については、担当課を中心に、先ほどご紹介したまち協なりあるいは町民の方々との意見交換などを踏まえて整理してきたものでございますが、基本的には通常は交流センター的な機能、そしてまた、非常時には避難施設としての必要な部屋に衣がえをするというような、そういう考え方で必要な面積を精査をしてきたというふうなことでございます。

概略そういうことでございますけれども、今後少し担当室長なりから補足をさせていただければというふうに思います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。必要面積というふうなところの話の中で、話の仕組みといたしましては、防災時に利用する、その必要面積、そこを軸にして全体の建物の面積が幾らなのかというふうな議論というのは理解をしています。

先ほど1,560平方メートル、これが防災、避難の関係で必要だというふうな面積の話がございました。全体面積でも規模縮小を段階的に行いまして、3,822まで縮小したと。それとあわせて、第二小学校の体育館、これがもう実施設計が済んでもう形が決まっているというふうなところで、当初この計画を立てたときの山下第二小学校の体育館の面積よりもアリーナ部分で100平方メートル大きいんですね。したがって、この交流拠点の避難所に係る面積については100平方メートル、一応減らしてございます。

今時点の数字ですと、1,560平方メートルから1,451平方メートルに一応縮小してございます。

この1,451平方メートルと3,822平方メートルの間の面積、これ一体何に使うんだというふうな話になるんですけれども、実際は皆さん有事の際に避難をするというところは、避難スペースとして必要なんですけれども、そのほかにも例えば屋外用の備品庫であったり、あるいは屋内用の備品庫であったり、あるいは支援物資を一時保管するスペースであったり、あるいはシャワー室であったり、あるいは調理室、これは炊

き出しというところの機能を有しますが、そういう部屋であったり、あるいは新市街地のほぼ中心にあるというところから、消防団の詰め所というのを想定した面積あったり、要は機能がこういうふうな機能が必要だというふうなところを一応拾い上げていきまして、それで最終的に3,822に落ち着いたというふうな状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことを聞いたのではないんですけども、そういうふうな答えが出てくると、またちょっと方向がずれてくるんですが、私はその前に、ですから、先ほど最低1,560平方メートル、それがまた下がったらまた逆の意味になると思うんだけど、さらにそんな大きな建物つくることないんじゃないのという話になるんだけど、それはおいておいて、今防災拠点だけを考えれば、1,560に対して私さっき2,000という数字も挙げたんですが、それ以外に必要な空間といえますか、面積も必要かといったら2,000くらいは、だけでも、それが4,000も要りますかというのが一番最初にそれは問いかけている話であって、そういうことじゃなくて、今確認しているのは、通常使う施設の中身として、ここに、ここからまた変わったんだよね。面積3,918となっているから、私が持っている資料では、ここでも会議室1、2、3、とりあえずあるんだけど、75人程度、30人、20人、あと和室30人。あと上のほうの2階部分の会議室では70名収容できる会議室という施設内容になっているんですね。

そして、大ホールが350から400人程度収容できる面積が471平方メートルということになっていますか。という全体の施設の中身になっているわけですよ。

通常、今は避難時のことを言っている。通常、先ほど示した、今現在でも中公では1日126人の利用状況の中に、そして中公の場合は会議室今一つだけですよね。実際に中公としてある会議室は。そういったものも利用する、ホールも利用する。しかし、この通常施設機能を持つ施設として、新山下地区地域交流センターには会議室が4、和室も含めると5、5つもあるんですね。しかも、今言ったような70人程度、それから75人程度使える会議室、30人程度使える会議室、20人程度使える会議室、30人程度使える和室というふうにあるんです。

今でも中央公民館は、会議室毎日満杯になっているかということ、そうではありませんよね。この利用状況から見れば。という現実を考えたときに、このくらいすばらしいと我々にとってはすばらしい。町民にとってはすばらしい施設ということになるわけですが、本当に必要なのか。

そして、これに対して16億円、設立当時つくるだけで16億円。その後の維持管理が皆さんも心配されているんですが、その後の維持管理がどのくらいになるのか。これは後で改めて確認するんですが、準備しておいてくださいね。

前回、多分前回の場合はまだ検討段階だから、正確な数字ではなかったとは私も受けとめているわけですが、その配置、組織管理、維持管理、職員の配置、管理運営体制等々については、2、3名で十分だというような話もあったわけですが、その辺もじゃ精査されたのか。さらなる検討をされて、現在に至っているのかどうかというのを確認したいんですが、維持管理について、そういう、はっきり言うと不可能です。今の中央公民館よりも相当大きな施設の維持管理ということになるわけで、とりわけ職員何名で対応するのか。あるいはどういう組織体制、管理体制で対応するのかということについて、

改めて確認したいと思います。

教育長（森 憲一君）はい。前回9月だったと思いますけれども、9月にもお話をいただきました。私たちは、まだこれはオーソライズされているものではございませんけれども、我々内部としては、現在のどうしても考えざるを得ないのは、現在の中央公民館の管理体制、これを中心に持っていかざるを得ないというふうな部分がございます。

そういう点から考えて、管理する人数については2人、あるいは3人と。2人いれば何とかいくのではないかと。それは、事務室に1人が常時いて、電話なり、いろいろな対応をしなければならない。1人が3階まで建物がありますので、現在だと土日だと1名でいろいろやりくりをさせていただいているわけですがけれども、それはちょっと無理だろうということで、最低でも2名というふうな、今お話し合いをしているところでございます。

それから、維持管理については、細かい部分までは出しておりませんが、現在の中央公民館、これを考えますと約1,000万円の年間の、約1,000万円ほどかかっております。ところが、私も改めてびっくりしたのは、このうちの500万円を超える数字が、正確には507万円ほどなんですが、これが需用費の電気代にかかっているんですね。しかしながら、今回できる新しい地域交流センターについては、LEDなり、エコタイプのもをかなり使うというふう聞いておりますので、そのほかに、逆に3階建てなので、エレベーターの保守点検であるとか、さまざまな点検が来たとしても、この電気代の500万円というのが余りにも膨大な数字なので、ほぼこの中央公民館の1,000万円、こちらの現在の勤労青少年と合わせても1,000ちょっとですので、ほぼこの前後ぐらいでいけるのではないかと。1,000万円ぐらいというふうに見込んでおるところでございます。

それから、実際の管理運営については、大まかに言えば直営か、あるいは委託か、あるいは指定管理かという、この3つでいろいろ内部では話し合っております。

ただ、指定管理となると、この場所的に、先ほど来よりあったように、収益性の問題がありますので、これはちょっと現在のところ難しいのではないかと。そうしたときに、業務委託と、例えばシルバー人材センターが立ち上がりますので、そういったところはどうかと。ただ、これも坂元の合同庁舎現在ありますけれども、こちらのほうでも2名の業務委託をつけております。ところが、中央公民館では2名の同じように直で臨時職員でやりくりしております。

ところが、料金的に見ますと、業務委託になれば直でやる倍の値段がかかると。もちろん、それは当然なわけでございますけれども、そういう状況にあります。

したがって、町で直営か、あるいはシルバー人材センターなどの活用などもどうかというのとは今後の課題になってくるのではないかなと。現在のところそういう状況です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろ検討しているということというふうには受けとめておりますが、この規模にしたらどのくらいの維持費がかかるかというのは当然もう計算されていなくちゃならないことかと思うんですが、それをない中で出発してみても、あいつくってみて、あいやいや、困った困ったというふうには絶対してはだめだと思うんですが、というふうなことになるれば、この施設を維持するための維持費、管理費というのが年間どのくらいかかるのかということは、当然今この時点で明確にしておかなければな

らない数字だというふうに受けとめているわけです。

そういう意味で、前回出ました、9月に質問した際にはあの時期にはそういう同じようなこともお話ししているつもりなのですが、あのときにはまだその辺については答えがなかったと。検討。少なくとも今回は予算化するわけですから、しかも、我々に大々的に24億、2つの施設合わせて24億円という、我々にとってはこれまでで本当に山元町で1つの事業費で何十億円というのは経験していないんですよ。はっきり言って。我々も。

余り大きな、この間この20年間、30年間大きな建物ってつくっていませんから、せいぜいふるさと伝承館とか、それでも1億円、2億円の世界です。

それを一気に6億円、7億円、1つの建物、そして一方、山下では16億円、17億円近く、今のままでいくとこの間の経緯をしてみると17億円がどのくらいやっていく中で膨れ上がっていくのかという心配、懸念もこれまでの経験から言えば、そういう懸念も生まれている。

さらに、つくるときにはもろもろの助成金あってつくことは可能なんだけれども、つくった後、この大きい維持管理をどうするか。もし想定して1,000万円、2,000万円の世界の話が出ましたが、それが3,000万円、4,000万円ということになったときに、しかしながら、もう建てたんですから、絶対維持しなくちゃならないということになるんですよ。

そうしたときに苦勞するのは誰なのか。どこにこの負担がかかっていくのかというのは、これはもう普通に考えればすぐに答えが出てくるような話なんですよ。

その辺、本当にもっと真剣にもうここまで数字出してくる以上は、やっぱりその辺も明確にというか、詳細にやっぱり数字を我々に提起されないと、この件についてもどうなるのか本当に心配で私は、施設があるということは非常に、これはもう喜ばしいことなんですよ。非常に喜ばしい。だったらば、お互いというか、全体で喜び合うようなことができるような結果を出さなければならないというふうに考えるわけなんですよ。

そうした場合、この提案に対してはまだまだ検討を尽くさなければならない内容のものがあるということで、一つ一つ私今確認しているところなんですよ、ですから、まだ今これまでの説明、答弁ではまだ理解というか納得というか、まだ懸念が残るという状況です。

ちなみに、明確に今現時点でこの維持管理費どのぐらいになるかというのは想定されているのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の維持管理費のことについては、これまでの中央公民館なり坂元合同庁舎の実績を参考にしながらというふうな部分でございますが、これは後ほど担当課のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思うんですけれども、基本的な部分でお話しさせていただきますと、確かにこのタイミングで山下に新しい交流センターをというふうなことになる、遠藤議員ご指摘のような部分が相当懸念される、そのとおりでございます。

ただ、長期的に見た場合につきましては、今の中央公民館の施設の耐用年数というふうな部分もございまして、今後一定期間はまだ公民館使用可能でございますけれども、将来に向けた部分、一定程度意識しながら、この交流センターのほうの維持管理もしていく必要があるのかなというふうな思いでございます。

必ずしも公民館の代替施設というふうなことで建てるわけではございませんけれども、町として全体と考えると見た場合は、そういうふうな部分も一定程度は勘案していかなくちゃならないのかなというふうに考えているところでございます。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。先ほどは、中央公民館の現在の維持管理をベースにした話でした。今度は、新しい建物を建てたときに維持管理としてどのぐらいかかるのかと。これは、管理のあり方もありますので、人件費を除いた場合の維持管理の、これはおおむねの見通しですが、2,000万円から3,000万円です。

その根拠につきましては、一つ一ついろいろな経費を積み上げできればいいんですが、今まだ実施設計がほぼ完成しているんですが、最終的にまだ上がっていないという部分もございまして、2,000から3,000というふうな見通しを立てています。

そこは、やはり類似施設というのを私たちは非常に意識しますので、そういったところを見に行ったときに、例えば同じくらいの規模だとちょうど蔵王町に「ございんホール」という建物があります。全く何か似たようなホールがあって、図書スペースがあって、会議室があってということで、結構にぎわっている施設なんです。その施設の年間維持管理費がおおむね3,000万円ということですので、ただ、これから整備する部分については、設備の関係も含めて、低電力の、そういった余り例えば光熱費がかからないとか、先ほどから話がありましたとおり、LEDということで、5分の1、6分の1の電力量で十分な照明を確保できるとか、そういった取り組みをすることによって、少しでも年間の維持管理を抑制するような努力をしていきたいというふうなところでございます。以上であります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことを数値を出すときに、あるいはまだ数値はこういう施設を維持するためにはそのくらいかかるということになるんだろうかと思いますが、その辺も中央公民館との絡み、関係でも含めた検討の結果、そういう数値を出しているのか。

といいますのは、今先ほど確認できましたね。中央公民館の維持費1,000万円、そのうちの500万円、それに人件費ですから、公民館、単純に予算書、決算書から導いていくと3,000万円弱前後の費用を人件費と今言った通常の人件費を除いた維持管理で3,000万円前後で動いているのかなと。

今のお話を確認すれば、そして、先ほど2、3名が必要だと。中央公民館と同じに考えれば、これは2,000万円、3,000万円プラス人件費ということで、約2,000万円近い、2,000万円までいかなかったって、でも2,000万円くらいいくのかな。3人くらいになると。となると、5、6千万円の全体の維持費と。ちょっとオーバーに言えば、少なくとも4、5千万円、5,000万円前後という維持管理を毎年かかる。

そして、ダブっているときには、それに中央公民館の維持管理も3,000万円かかるというのがある時期同時並行で進んでいくんですよ。

しかし、それもどこまで進んでいくかというのも多分そこはまだ検討されていない。私いいと思うんですよ。考え方として。中央公民館をだめにして、そしてこっちに集中するとか。それもみんなの意見で、町民にも聞いて、検討求めてどうしましょうかというような形で進めていかなくちゃならないと思うんですが、この辺やっぱり深刻にやっぱり今皆さん今回の議会の中でも相当財政問題については、最初におどしかけられたも

のだから、17億円が財源不足ということが大きくあるもので、多分そういうことがあって、皆さん財政については非常に関心が強いような状況になって、その中で、17億円も赤字出す企業が、町がそういう意味では豪華な施設、私本当はどちらかというと、気持ち的にはそういう施設非常に求めているんですが、という個人的な考えです。でも、やっぱり現状を考えたときに、本当に表面だけ見れば、多分町民の皆さんからも喜ばれる施設になるんだろうなというふうには思うんだけど、実際に運営、経営していく町からするならば、これはやっぱりこれはこういうことも含めて、もっと検討すべきだと私は思います。

きょう総括で、それ以上の結論をいろいろと、さらにこの件については、審査の中でももっと詳しく対応したいと。

これは考え方として、少し改める必要があるのかなというふうな気持ちではあります。

2つで24億円。坂元については支所の機能も持つものだから、それはそれで早期の計画というものは、私はやっぱり望むところなんです、山下地区については、もっともっと考える必要があるということを取りあえずきょうは訴えておいて、この件については引き続きの取り組みにしたいというふうに思います。

次に、シルバー人材センターの設立事業についてなんですが、規模については、先ほどの説明の、答弁の中で会員数150名程度、月平均500人と。以上の分の仕事が確保できるような組織で対応するという事なんです、それをまとめていく、束ねていくセンターの組織ってどのように想定すればいいのかなというふうにあるんですが、その辺はどうでしょうか。運営主体の組織です。運営主体の組織。今先ほどお答えあったのは、会員数が150名程度で、そして平均月平均500人以上の仕事を確保できるように。そういう中で展開していくということなんです、それを支える組織というのはどういう形でどういうふうに想像、想定できるのかなということなんです、その辺についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の体制につきましては、担当の産業振興課長のほうから答えさせていただきたいというふうに思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今準備に入って、いろいろシミュレーションをしておりますけれども、このぐらいの規模のセンターで走り出すと、動き出すということになれば、組織として常勤と非常勤という組み合わせでいくのかなということになると思います。近傍のセンターの状況を見ますと。

非常勤は、理事会という意思決定機関があって、そして、そのもとに常任の理事とあと職員ということで回していくようになると思います。

そうなってきましたと、今のところ人的な構成としましては、センターの事務局がメインになってくるとは思いますけれども、全体としては人が常勤の職員が3名程度に、あと、常勤といいますか、常時雇用、それに臨時のパートさんが1人の4人体制ぐらいで回していくようになるのかなという体制を考えております。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう体制で3名、1名でこの内容の仕事を進めていくというふうに承ったわけなんです、水を差すような話になるかとは思いますが、そう受け取らないでください。

とりあえずこの取り組みを進めていく上で、互理の実績等々というのは検討されたのかどうか確認します。

産業振興課長（寺島一夫君）はい。近接の自治体にある各センターのほうについては、調査させていただいて、亘理町の実態も調査させていただいております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。その調査した結果を示していただきたかったんですが、といたしますのは、今一応月平均500人分以上の仕事、今山元町でこういうような状況で本当にそれだけの仕事が確保できるかという心配、懸念もございます。

ですから、規模の問題も関係してくるわけですが、ただ、規模を余り小さくすると今度もらえるものがもらえない。助成金等々。というのが、との絡みから考えると、最初はやっぱり大きく構えなくちゃならない。大きく構えても今度これまた維持管理でこれも嫌らしいというか、この言葉どこに行ってもついてくるようになるかと思うんだけど、そうすると、維持管理、これも維持管理で、かなり最初の計画がきちんとした内容のものでないと、その後の運営管理というのが非常に皆さんにとって重荷になってくるのではないかという懸念から確認しているんですが、その辺私はこのシルバー人材センターについては、非常に評価し、あるべき事業だというふうに思っているわけですが、これもやっぱりこれまた身の丈に合ったといたしますか、しかし、身の丈に、山元町のような身の丈に合った事業体になると、今度は助成金がもらえないということが考え、そういうことなんだろうと。

独自でやるために、私はそういう意味では独自でやってもいいのかなと。それに本当に身の丈に合ったもので、その辺の検討というのはまだまだやっぱり不毛といたしますか、見えない部分の事業、山元町にとっては、この辺もしっかりとした今後検討が求められる事業だというふうに受けとめているわけです。

この辺については、今年度の予算については、そういったことも含めて検討するための準備の段階での予算措置ということになっているわけですので、ぜひこの辺については、この1年かけるか半年かけるのか、あるいはその結果補正でぼんと設立のための予算をとるということになるのか、その辺はちょっとわかりませんが、その辺はやっぱり現実を本当に見て、まさに身の丈といたしますか、もろもろの角度から検討して進めるべき事業であるというふうに考えるわけですが、その辺についていかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。まず、会員なりシルバー人材センター設立した際に会員に登録してただけるか、あるいは町内でどの程度の業務量が期待できるか、これについては、以前にご紹介させていただいた部分がございますけれども、一定程度の会員なり業務量が確保できるんじゃないかなと、そういう見通しのもとに準備を進めていくといったようなこととございますが、議員ご指摘のとおり、やはりしっかりとスタート、体制を整えるということがこれが不可欠でございますので、亘理町さんのみならず、周辺の自治体の先事例などを学ばせていただき、町としても立ち上がり支援を中心として、場所の事務所確保なり、事務局体制の人材の確保なり、必要な資機材への支援等々、立ち上がり支援をしっかりとやる中で早く安定軌道、経営に乗れるようにバックアップをしておいていかななくちゃならないなど、そういう問題意識を持っているところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については、そういうことで、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次、3件目の財政についてなんですが、この財政運営状況、基本的な見通し等々含めて、先ほども出てきました中期財政計画の見通し等々含めて、非常に暗い面が説明の端々で出てきています。その暗い面というのがしかしながら、具体的な形としてあらわれて

きていない。

つまり、先ほども出てきておりますが、今後新市街地に新たに整備する今までいった各公共施設の維持管理費の増嵩が懸念されるほか、集中復興期間の終了により、新たな町負担が発生というふうな表現を随所で、先ほども説明されました。

とって、非常に不安といいますか、を与えているということも、我々も不安をどのくらいこの負担が発生してどうなんだやという懸念が消えない。こういう表現されると。これは、事実なんでしょうけれども、先ほどこれに並んで先ほどの質問の中で、質疑の中で中期経済見通し、経済財政見通し、その乖離というような場面もあったわけですが、そこでは結果30数億円の、そういう中期財政計画見通し、最初からわかるような、出さないでほしいと。

そういうものこそずれるんだけれども、それがもうひとり歩きしていますから、もう2年後に17億円ないんだどわ。山元町あそこになるんだわ、夕張になるんだわとか、というのが多分皆さんも耳にしておるのではないかと思うんです。

しかし、それは実態に合わない、合わせてそのことについては、最大最悪の場合解決だということは、合わせ言っているということなんだろうが、しかし、マスコミを通して目にすれば、もうそれは断定的ですから、そんな表現ないですから、そうするともうそれが事実となって町民の中には伝わっていったという状況があるんです。

そういう背景もありますから、我々として我々も懸念がある。我々はまた町民にそういった情報を真実と事実を伝える役割を持っていると。

そういう意味では、我々に対しては少なくとも事実を正確に伝えてほしいと思うわけですが、その我々にもやっぱり抽象的な表現の中で不安をあおるような表現で我々に示しているということをもっと指摘しておいて、じゃ、具体的にここで言っているの、きょうあしたと、あしたあさってじゃなく、1年後、2年後ぐらいの中でも1年であのぐらいの乖離が改正できている、できたということなんだろう。平成28年度の当初予算比較したときに、計画と比較したときにそのぐらいの三十数億円が狭まったといひますか、ということ……ということもありますので、具体的にここで表現している各公共施設の維持管理費の増嵩というのは、じゃ具体的にどのように想定しているのか。こういう表現を使うときに、どのように想定しているのか。

集中復興期間の終了により、町負担が発生するおそれがある。この終了したときにどういう事業でどういう事業が終了したときにこのぐらいの負担が町負担が発生するんだということが明確に示されていけば、あればそれを示していただきたいと。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

町長（齋藤俊夫君）はい。個別具体のところは、後ほど企画財政課長のほうからご紹介させていただくことにしまして、まず、基本的な部分の財政シミュレーションの取り扱い、位置づけというふうなものをちょっとだけお話しさせていただければ、今前期の集中復興期間が終わりつつあるという中で、この本会議の場でこれまでの議論の中でやはり先を見た中期的な財政出動の関係をやはり共有してほしいというふうな、そういう議会の場でのお話がございましたので、そういうふうなものを相当程度意識しながら、この財政シミュレーションというのを作成をし、説明をさせてもらってきているというふうな部分

がございますので、決して不安をあおるといふようなことが目的じゃなくて、一定の注意を払って、この町の懐をみんなで一定程度理解し合いながら、できるだけ安定した財政運営をしていかなくちやならないねというふうな、そういう問題意識を共有したいがためのものであるというふうなことで、まず基本ご理解をいただければありがたいなというふうに思います。

要は、各年度間の財布をしっかりとやりくりをするということが肝要でございますので、その件については重ねてご理解をお願いしたいというふうに思います。

具体の関係については、財政課長のほうから補足させていただきたいというふうに思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今ご質問のありました、まず1点目、集中復興期間終了に伴う新たな地方負担の発生というところでございますが、我々としましては、主に2つの要素で見込んでおりまして、トータルとしては今年度当初予算については約7,000万円ということで見込んでおります。

そのうち、1つ目の要素としましては、これまでマンパワー不足等を補っておりました緊急雇用創出事業、こちらがかなり縮小されまして、こちらの分の振りかわりで約6,000万円、それから、社会資本整備総合交付金事業、この復興枠の部分でございますが、こちらにつきましては、これまでは国庫補助が60パーセント、それから残りの地方負担40パーセントについては、全額復興特別交付税、震災復興特別交付税のほうで手当てされていたというところでございますが、その40パーセントのうちの2パーセントが地方負担になったということで、この額が約1,000万円ということで、今年度予算に対する影響としては、約7,000万円と見込んでいるというのがまず1点目のご解答になるかと思えます。

あとそれから、2点目、維持管理費の増嵩が見込まれるという点でございますけれども、まさに今事業が進捗している段階で、例えば先ほどのやりとりでもありましたけれども、全ての維持管理費、私が所管している庁舎も含めて、が出そろっているわけではないんですが、先ほど高橋議員のほうにもお答えしたところでございますけれども、今年度の当初予算ベースで比較したときに、約5億円だった維持管理費が7億円になっているというような状況もありますので、全体像をまだつかめているかどうかと言われれば、まだそこまではいっていないのかもしれないかもしれませんが、傾向としてはその傾向があるというのは言えるのではないかと考えてございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の維持管理、5億円とか7億円とか、やっぱり政府は地方活性化というか、地方を生かすと。まさに創生、名前だけ創生なんだけれども、実態は…、ですが、やはり地方を強化するということでは、政府の一致したというか、そういうことだと思うんですよ。

そういう中で、今地方は疲弊しています。とりわけ被災地は。一応政府の今言った集中復興期間が震災に伴うものだと思うんだけれども、やはりその辺は震災被災地でもやっぱり薄さ、濃さといいますか、というのはあると思うんですよ。

その辺は、これは町長だね。その辺は、やっぱり少しでも負担少なくして、一応多分だから、政府が決めた5パーセントで試算すれば6,000万円まずは人件費という数字が出てくると思うんだけれども、6,000万円って結構大きな数字だよ。年間で。

今まで出していないのが6,000万円出す。これは大変な負担になると思うんです

やっぱりこの辺、これはなかなか難しい話だとは思いますが、地方、被災地の姿勢だけでも見せておく必要はあると。やっぱりこれは、引き続き山元町については、まけろとは結果中身としてはまけろという話になるんだと思うんだけど、その辺はやっぱりそういう姿勢で臨むことが求められるのかなというふうに思います。これは要りません。答え。

あと、維持管理の5億円、7億円というのは、多分整理すればあれなんだけれども、これは世の中物価高騰、値上げ、維持するために必要なのは自然増という形で多分そういうのも要因としてあるのかなというふうに思うけれども、もしそれが事実であるならば、そういうことであるならば、これは当然地方交付税のほうで当然それは要求しなくちゃならない。

続けます。そういう関係からすれば、その辺もやっぱり簡単にとというか、もし、今の感じだと、この維持管理というの、そういう数字使っている。どんどんはね上がっていくと今の状況を見ればあるわけで、多分その辺の対策も国も示していると思うんだけど、あるいは示してもらわないと困るんだけど、とりわけ被災地ですから、ここは強調するね。

という、やっぱり対応、もしそれがそういうことであるならば、そういうことで負担が増嵩すると。町の負担が増嵩するということであるならば、やっぱりその辺はそういうことでの対応が今後必要ではないかというふうに思いますが、その辺は指摘だけしておきます。やっぱり私はすべきだと。

それから、この集中復興期間、これはあと詳細にわたってはまた詳しい資料もいただきながら、さらに深いところで細かいところで違う場でこの辺は確認をしたいと思います。

それから一般財源、3点目の総額に変化はないのかという、この一般的な受けとめなんですけど、見方なんですけど、ここで一般財源総額地方財政にとって一般財源の確保というのは非常に重要なことであって、その辺が確保できているということは、その分一般財源ですから、自由に使えるとはおかしいけれども、ここには経常経費に含まれているということになるわけですが、しかしながら、町にとって有効な財源と。

それがふえているということは、これは全体でも全国的にもふえてはいるんだけど、微増なんですけど、山元町の場合は6.1パーセント、これはかなりの増が見られる。そういう一般財源が増加した割には財源不足13億円、そして、そんなものだから、せっかくだめ金も持っていかれると。当面。最後どうなるかというのはまた戻ってきて、また膨れ上がったとかというのはあるんだけど、この関係とはどういうふうにか受けとめればいいのか。通常経費分あるいは復興関連で財源不足。それと合わせて、一般財源はこのぐらいふえたにもかかわらず、その中で財源不足になったと。13億円の財源不足になったという、その関係については、どっちのほうで配って、こういう結果になったのかという点について確認をしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。一般財源の関係、一定の規模、金額を確保しているというふうな中で、新たな施策にも相当程度取り組ませていただいているというふうな部分がございますし、あるいは10年来の懸案であった道路なり排水関係も町の基盤整備的な部分なり、維持補修的な部分にも一定程度予算を配分することができているというふうなことだろうというふうに思っております。

ちなみに、平成28年度、新年度の予算の中では、新規事業が去年が8つだったのに対して19ほど計上させてもらっているというふうな、そういう側面もこういう一般財源の確保というふうな部分が大きく影響しているんじゃないのかなというふうにも捉えているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答えでちょっとまた理解不足なんですけど、この辺はまた別なところで改めて詳細、正確な内容を伝えていただけることにいたします。

また、この一般財源についてなんですが、4点目です。使用状況について、もろもろ答えをいただいているわけですが、私今の一般財源の絡みで関連してくるわけですが、復興関連事業にはせめて復興その範囲でやってもらいたいという気持ち。なるべく一般財源は自由に使える金は残しておく。そして、通常の一般生活のそこに充てるということで、この大事な金を使ってほしいんですが、その辺のことを踏まえて、今回は山二小に2億数千万円、2億9,000万円、約3億円がこの一般財源から持っていかれているということですし、それから、雑種地、いぐね等、これもいいことなんです。買い取り、被災地の買い取り事業、町単独分1億4,000万円。それから、新市街地商業用地に出店する事業者を支援する新市街地商業施設立地支援事業として8,000万円、これも事業としていいんですが、私はこういう事業こそ復興基金で対応できるもの、こういうものに復興、あの復興基金を使う。そして、復興交付金基金、40何億、あっちはあっちでちゃんとその範囲で対応すべきだと。その支援策の充実についてもどんどんいろいろな意味で充実されていることは確かなんですが、それでもなお今なお、ですから、そのもとになりになるものは、できるだけ復興関連の中で対応できるものはそれで対応するという考え方というか、本来ならば、私はこの部分については復興基金でまさに対応すべきものだというふうに、という考えから、今言っているんですね。

そして、一般財源はそのほかの通常の町民の暮らしのプラスになるような方向での財源にとっておくという金の使い方をしなくちゃならないというふうな考えから確認しているんです。

こういう答えが……、今後、あと今現在、これまで復興関連事業の使用状況今こういうふうになっている。今後想定されるものというものは何々挙げられるのか。多分我々と心配するのは、だから言っているんですが、地域交流センターにどのくらいこの一般財源から持っていかれるのか。財調から持っていかれるのか。あと役場庁舎、あと各交流拠点施設、あとJRの駅舎がどうなるのかとか、それは町の負担も出てくるのかなとかという懸念もあります。

あと、これからJRから請求されるのかなという懸念もあります。

そういうのが中期財政見通しの中であって、ああいう結果になっているのかなという懸念も見えてくるんですが、今知っているというか、明らかにできるのでどんなものがあるのか、確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。この中期財政見通しの中での部分につきましては、先ほど企画財政課長のほうから触れさせてもらった部分が大半だろうというふうに考えております。

平成28年度でいきますと、平成28年度はいいですね。29年度ですと、新庁舎の建設というふうな部分が出てきますし、先ほど取り上げていただいた被災地買い取りの分割している分なども予定されていますし、あるいは東部の農地整備事業で取り組んでいる中で、非農用地の一定の整備、若干のかさ上げ的な、そういう事業なども想定され

ると。

さらには、30年度までいきますと、いわゆる産直施設絡みなり、パークゴルフ場絡みの予算も少しずつ年度分けて頭出しをしてくるだろうと、そういうふうな大まかな事業があるというふうに捉えているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今言われたものは、そういうのは十分にこれまでの話の中で十分思い浮かぶ話なんですけれども、それにどのくらいの一般財源を使う予定になっているのかという、総額というか、大体の数でいいんですが、そういった事業、地域交流センターだけで24億円、交流拠点では3億円、4億円、土地買って何するともう10億円くらいの事業になるとか、そういうふうなものを考えたとき、想定したときに、じゃ本来ならば復興関連あるいは交流拠点とかというのはここと絡みないんだけど、町持ち出し分というのはどのくらい考えればいいのかなど。

そのことによって、先ほど言った今後の予定されている施設をどうするかというふうなことにもなるので、その辺明確に示されたい。明確にというのは、約でいいんです。10億円か20億円か、というのがあれば、なければ今ここで答えられないということであるならば、また別な場面で確認しながら、この件については引き続き対応していきたいと。

財政非常にみんな心配しているので、この辺のことを想定してというか、その辺にも答えられるような今後準備していただきたいなと思います。

ということを求めてやめます。

議長（阿部 均君）今の解答はよろしいんですね。（「あと資料で……」の声あり）

わかりました。

9番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで、総括質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議案となっております議案第25号から議案第30号までについては、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第25号から議案第30号までについては、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会の方々は、直ちに第1、第2委員室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。

午後5時19分 休憩

午後5時35分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）予算審査特別委員会の委員長、副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されたので、事務局長から報告をさせます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に岩佐哲也君、副委員長に竹内和彦君がそれぞれ選任されました。

以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任することに決定しました。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第25号から議案第30号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、3月17日午後5時までに審査が終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

予算審査特別委員会に付託しました議案第25号から議案第30号までについては、3月17日午後5時までに審査が終了するよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は3月23日開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時38分 散 会
